

総務企業委員会・建設観光委員会・教育民生委員会連合審査会会議録

1. 日 時 平成22年12月10日(金曜日)

午前9時30分～午後3時38分

2. 場 所 委員会室

3. 出席委員 ・建設観光委員会

馬屋原 眞 一 委員長 萬代 泰生 副委員長

河村 淳 委員 村上 健二 委員

田邊 諄 祐 委員 下井 克己 委員

岩本 明 央 委員 有道 典 広 委員

・総務企業委員会

安富 法 明 委員長 原田 茂 副委員長

竹岡 昌 治 委員 秋山 哲朗 委員(議長)

南口 彰 夫 委員 布施 文子 委員

山中 佳 子 委員 三好 睦子 委員

高木 法 生 委員

・教育民生委員会

山本 昌 二 委員長 岡山 隆 副委員長

徳並 伍 朗 委員 大中 宏 委員

柴崎 修一郎 委員 荒山 光 広 委員

西岡 晃 委員 河本 芳 久 委員

4. 欠席委員 なし

5. 欠 員 1名

6. 出席した事務局職員

重村 暢 之 局 長 岩崎 敏 行 主 査

岡崎 基 代 係 長

7. 説明のため出席した者の職氏名

村田 弘 司 市 長 林 繁 美 副 市 長

山本 勉 総合観光部長 綿谷 敦 朗 総合観光部観光総務課長

西田 良 平 総合観光部観光振興課長 田辺 剛 総合政策部長

奥田 源 良 総合政策部企画政策課長 松野 哲 治 総合政策部商工労働課長

午前9時30分開会

委員長（馬屋原眞一君） おはようございます。これより総務企業委員会・建設観光委員会・教育民生委員会連合審査会を開会いたします。最初に議案第3号を審査いたしますが、審査対象である議案が建設観光委員会に付託されておりますので、まず所管委員長であります私が、委員長の職務を執らせていただきます。続いて議案第23号につきましては、総務企業委員長に交代して、委員長の職務を行っていただきますので、ご了承願います。それではよろしく願いいたします。12月3日に開催いたしました建設観光委員会におきまして、議案第3号は指定管理者制度に関連する案件でありますので、広く議員の皆様のご意見をお聞きし、深くご協議頂くことが重要であると考えまして、会議規則第95条の規定により、三常任委員会による連合審査会を行うことに決定をいたしました。総務企業委員会並びに教育民生委員会の皆様には、連合審査会の開催に対しまして、ご理解とご協力を頂きましたことに厚くお礼を申し上げます。それでは只今から議案第3号平成22年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）の審査を行います。執行部より説明を求めます。綿谷観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（綿谷敦朗君） それではお配りした資料の説明を行いたいと思います。追加で資料を提出しております家族旅行村財団の平成17年度収支計算書、それに平成22年度の協定書と変更協定書、2枚ものがございます。続きまして、平成22年度指定管理施設中間報告書第1四半期、第2四半期の報告書がございます。それでは平成17年度旅行村財団の収支計算書のご説明をしたいと思います。

委員長（馬屋原眞一君） 今補正予算の一番最初からやっていただかないと他の委員は分からないと思います。

総合観光部観光総務課長（綿谷敦朗君） それではお配りしております資料の家族村補正予算算出資料、A4横の・・・。

委員長（馬屋原眞一君） 連合審査やからこれをちゃんとやらしてもらわんとね。

総合観光部観光総務課長（綿谷敦朗君） それでは議案第3号についてご説明申し上げます。現在観光を取り巻く現状、非常に厳しい状況でございます。この要因といたしまして、国内経済はリーマンショック以降円高による輸出産業の低迷これに伴う株価の低迷、また失業者の増加など経済状況の先行きが不透明な状況にあります。このような景気低迷の大きな憂いの中にある国民感情、考え方、非常に消極的のものとなっており、このことが少なからず観光動向にも影響を及ぼしていると思わ

れます。更に本年7月本市をおそった豪雨災害による風評被害この影響も大きいものがあると思われま。こうした中、秋芳洞、大正洞、景清洞この三洞への入洞者につきましては、本年10月末現在で12.8%の減となっております。家族旅行村につきましても経済情勢、天候情勢、施設の老朽化、このことが影響いたしまして、本年10月までの利用者は対前年度比29%の減となっております。このような状況の中秋吉台家族旅行村の指定管理者でございます企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団より平成22年度についての利用者の減に伴う秋吉台家族旅行村の管理運営に関する協定書第15条に基づく協議の申し出がございました。この再変更契約書の提出もあったわけでございます。これを受けまして、変更計画の内容を精査を行ったところであります。それでは秋吉台家族旅行村補正予算算出資料、お配りして資料のほうでご説明をいたしたいと思。い。ます。

委員長（馬屋原眞一君） もう一遍確認します。一応ですね3号議案の連合審査です。3号議案提出されてます関係の補正の説明をしていただいて、その次に今の説明されてる内容になるんではなかろうかというふうに思。い。ます。が。

総合観光部観光総務課長（綿谷敦朗君） 補正予算資料3-9ページお開き下さい。指定管理委託料を1,150万円増額補正するものでございます。これの財源といたしましては、消費税及び地方消費税を150万円、それと人勤及び人事異動に伴う人件費の減、それと人件費の減が786万4,000円、予備費を231万6,000円充てるものでございます。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） それでは今説明がありましたけれども、それにつきまして質疑がございましたらよろしくお願。い。いた。し。ます。ご。ざ。い。ま。せ。ん。か。河本委員。

委員（河本芳久君） さっきの市長提案で指定管理料1,150万円の補正を組んだと。この指定管理料の1,150万円は指定管理の赤字補てんに繋がってると。こういうご説明こういうことだったから、それじゃこの1,150万円というのは21年度の決算によってそうなっているのか、それとも22年度の事業の中で生じた赤字を補正して、これで補っていくとどちらかその内容について説明願。い。たい。と。その時は丁度これは中断して合同審査と言うことになりましたので、その時の説明がなされなかったのもう一遍そこを明確にしてい。た。だ。き。たい。と。思。い。ます。い。わ。ゆる1,150万円補正の根拠となるもの。これです。

委員長（馬屋原眞一君） 綿谷観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（綿谷敦朗君） 河本委員のお尋ねにお答。え。い。た。し。ます。平成21年度の赤字額は平成21年度中に変更計画等をこちらのほうに提出されて

おりませんので、そちらのほうは見ておりません。平成22年度の変更計画によりますと施設節の収入の落ちが842万円、それと当初判明しておりませんでした人件費の一時金の支給、あと消費税、そのようなものがございまして、支出のほうで311万1,000円増額するということで、平成22年度1,153万2,694円財源不足が生じると言うことで、1,150万円の補正をお願いする訳でございます。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） そうすると決算に基づいてではなくて、途中これだけの額が不足すると現段階で3月末の決算ではなくて、あくまでも現時点でということで協定書の変更で必要になった額を補正されるのですか。その辺を確認しておきたいと思います。

委員長（馬屋原眞一君） 綿谷観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（綿谷敦朗君） 上半期10月までの実績等を踏まえ、かなりの利用料の減が出てきておりますので、これから3月まで上半期を見越したところ1,150万円の財源不足が生じると言うことでございます。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 21年度は五百数十万円の赤字になっていたように、ここ書類ちょっと見ますが、決算書になっていたが、そうすると22年度はかなりの額に達するところ受け止めていいわけですね。一応3月までを見越して1,150万円ぐらいのこれは不足の赤字が出てきたところ受け止めていいんですか。

委員長（馬屋原眞一君） 綿谷観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（綿谷敦朗君） はい、21年度よりも22年度はかなり落ち込んでおります。この要因としては、本年の7月におそいました大雨による報道等によりまして、かなりの利用者の減が生じてるのは事実でございます。ですので22年度これほどの財源不足と言いますか1,150万が必要になるであろうという予測が立っております。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） それじゃ最後の質問、21年度、3ヶ年の中で初年度においては赤字は出たけれども、これは団体いわゆる指定管理を受けた責任において処理され、そして22年度については、1,150万円ぐらいの不足をどうしてもこれは協定書を見直して変更して市の負担としてこれを予算計上すると。今度は23年

度になると分かりませんが、今施設の老朽化とかいろいろの面でこういった予測し得ず経営が厳しくなると。そうすると当然指定管理料の料金そのものも当時契約した料金として課題があったんじゃないかなという思いを持つんですが、その辺如何ですか。

委員長（馬屋原眞一君） 山本部長。

総合観光部長（山本 勉君） それでは河本委員の質問にお答えします。23年度ですが、この度22年度に補正のお願いをしておりますが、23年度もですね現在の今の経済状況の行く先を見ると非常に不透明な部分が予測されます。今年の利用者数の減少の傾向、不況がですねまだこのまま続くものと今では予測をしております。そう考えたときには23年度も収益が減少する可能性が高いと考えております。このことから23年度につきましては、中高年の事業団のほうにも22年度のことを踏まえて、いろんな形で今コスト削減、収入を上げる方策等について、非常に市のほうとしても指導をした中で、この辺についてはその辺を睨んで予算の計上をすることになるかと考えております。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） 他にございませんか。田邊委員。

委員（田邊諄祐君） 今回のですね指定管理委託料1,150万円の補正予算についてはですね、秋吉台家族旅行村の指定管理料を受けた団体の責任であって、これで団体の責任で処理するのは妥当ではないかと思えます。不足自体で生じた赤字だから市が負担すべき、この考え方で予算を組み立てられたのでしょうか。市民感情からしたらですね、損失の負担については契約状況に定められているとおり、収益の減少のときには指定を受けた団体の責任と理解するのが普通ではないかと思うわけですが、この点について市長さんの考えをお聞きしたいと思いますが、如何でございますでしょうか。

委員長（馬屋原眞一君） 山本部長。

委員（田邊諄祐君） 委員長、僕は市長さんにお聞きしてるのですが、市長さんのお考えをお聞きしたいと思えます。

委員長（馬屋原眞一君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今の田邊委員のご質問ですが、通常ですね経済状況、それから社会状況、そういうことであればリスク分担表にもお示しをしておるとおり、指定管理者に係わるガイドラインをですね、お受けいただいたほう指定管理をお受けいただいたほうのリスクであると言うふうになっております。しかしながらですね先程来綿谷課長、山本部長が申し上げておるとおり、22年度というのが非常に

この地方にとってですね経済活動が鈍っておるということそれが一点。それとですね国民の方が今の国のあり方について大きな話しをしますと非常に不透明感があると言うことで、そういうふうな時代になりますと懐がお金を出すのが非常に渋くなってくる可能性があります。それは引いて言えばダイレクトに、この観光事業に影響をもたらしております。同様に秋芳洞も現時点で対前年で7万人ぐらい洞に入っておられる方が減っております。そういうふうな状況があるということ、それと雨が豪雨がゲリラ豪雨が非常な災害をもたらした。この風評被害というのは非常なものがありまして、この美祢市の秋吉台、秋芳洞、美祢線のこともありました。莫大大きな被害被ったと言う地域と言う風評被害がありまして、それを以ってここに入っておられる方、美祢市に入っておられる方も随分減っておるという現状があります。これを通常のこととみなすというのはですね、やはりおかしいのではないかと言うふうに私は思っております。ですからこのガイドラインに基づきまして、不測の事態については、それ相応のことを指定管理をお出ししておる市のほうからお出しをすることに基づいて、今回の議案を提案したということでございます。

委員長（馬屋原眞一君） 田邊委員。

委員（田邊諄祐君） 自然災害についてはですね、これは美祢市の市民全体で受けてると思うんですよ。だから大なり小なり被害があったと思うんですね。ですから指定管理者に対しての補助金というのはですね僕は必ずしもその理由にはならないと思いますが、如何でしょうか。

委員長（馬屋原眞一君） 村田市長。

市長（村田弘司君） おそらくですね田邊委員がちょっと勘違いをしておられるんですが、この秋吉台家族旅行村というのは市の観光事業の一環としてやっておるのですから、観光事業の特別会計としてやってることです。ですから大きな枠で言えば秋芳洞も大正洞もそして家族旅行村も皆おなじです。別府の養鱒場も皆一緒です。その中でいろんな今申し上げたような社会情勢とか経済情勢とか観光客の動向とかを睨みつつ、その方々にですねもっと入っていただけるように工夫をしながら経費を落としながらやっておると、そして観光事業体として健全な経営をもたらすということをやってるわけです。20年度も21年度も大幅な黒字も出しました。合併しまして。それは秋吉台家族旅行村も同じものと言うふうに考えていただきたい。今回補正を組んでいるのは、一般会計からの補助金と言う言葉使われたけども、補助金を出すということではないんです。観光事業体として洞観光のほうで収入が減っておるけれども、それでも黒字体制に持ち込んでますから、そちら

のほうで全体の観光事業を支えると言う立場で、家族旅行村のほうにこの指定管理料をですね増額をしようということですから、概念的にですね一般会計で税金を持ってそれを補助するというふうな考え方と言うことを思っておられるのであれば、それはちょっと違うということを申し上げておきたいと思います。

委員長（馬屋原眞一君） 河本委員。

委員（河本芳久君） 観光全体でやはり支えて行かなくちゃならない。私もそのように受け止めております。やはり観光財源の中で今までも家族旅行村を支えてきた歴史がございます。問題をちょっとお尋ねしたいのが、21年今まで一番落ち込んでおった60万人を切ろうかという、60万人の入洞者数を22年度は今年のような特別な異常気象の中で大幅な減になりそうになってるか、それとも昨年、一昨年とだいたいもう底で、それから少しでも上向きを今しているのか。この当たり、要するに21年度は少し上向いてきたと大いに期待しとった。その辺22年度どういう状況か、やはりそういったことも市民の非常に関心、そういう一つの面からこれからの観光どういうふうにして盛り上げていくかと、これにも繋がってきますのでちょっと確認したい。

委員長（馬屋原眞一君） 山本総合観光部長。

総合観光部長（山本 勉君） 先程ですね上段の不測の事態ということでも説明しましたが、これがもろに美祿市の観光事業、とりわけ今秋芳洞にもその影響が出ております。今現在で秋芳洞について言えば約6万5,000人のですね減を見ております。理由は先程のような理由です。ということからですね一番今危惧してるんですが、今60万人を本年度は切るんじゃないだろうかという非常な危機感を今持ってます。そう言うことでいろんなイベントもですね10月に行ったりとか、いろいろ今からも工夫をして行かないといけないと思ってるんですが、今観光自体もそう言う状況下にあると言うことをお伝えをしておきたいと思います。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） 他にございませんか。河村委員。

委員（河村 淳君） ちょっとお尋ねしますが。私委員会は私のほうじゃがその時も質問してもいいと思っちゃったんじゃが、要はこの補正予算について当初からこれだけの赤字が出たからと言うことじゃけど、この問題は協定書の中で15条というのが謳われちよる。この辺についての変更じゃろうと思う。15条で一応物価の急激な変動その他なんか言うのがあるですね要項が。これにおいてのこの補正予算であると私は解釈をしちよるわけ。そうするとその15条に適用するかせんかじゃ。15条の適用を誠これなら15条に適用するということになれば別段問題ない

んじゃが、この15条に適用せんじやったらこの変更契約ちゅうのは結ばれんと思うんじゃが、この辺のもうちよっと説明があると大変幸せると私は思います。要是甲乙でいったら乙のほうは全然責任はないのか、全額甲が持つべきものか、その辺の見解もお伺いしたい。

委員長（馬屋原眞一君） 山本部長。

総合観光部長（山本 勉君） 河村委員の質問にお答えします。この補正予算のですね計上の詳細については先程課長が説明しましたが、今言われたように管理協定書の中で先程言われました第15条委託料の変更ということがあります。この中で今の物価の急激な変動、これが一つは先程の入村者なりの非常な減に繋がってる大きな要因ですね。その他集中豪雨、それとか風評被害これが非常に大きく影響しておるというのを説明しましたが、このことによって、この15条にその他予測が出来なかった事情等によりというのも踏まえまして、当初の委託料が適当でないと思えたときには、相手方に対して書面をもって委託料の変更を求められることが出来ると。これになっておりますので、これに基づいて今回の補正を併用したということでございます。

委員長（馬屋原眞一君） はい、河村委員。

委員（河村 淳君） 今説明があったがその中身というのはもうちょっと根拠しつかりしたものを出示さんや、急激な何とやらとか雨がふったとかちゅう問題じゃ、もうちいと親切によう教えてくれんか。

委員長（馬屋原眞一君） はい、綿谷課長。

総合観光部観光総務課長（綿谷敦朗君） お配りしてます資料で秋吉台家族旅行村利用者数実績見込対比表というのがございます。こちらのほうご覧になっていただきますと、A4の横の1枚ものでございます。平成19年度から22年度、22年度は見込みとなっておりますが、19年度入村者が1万8,672名、20年度は1万4,747、平成21年度1万3,337、若干の落ち込みはございますけど、22年度になりますと一気に3,000人近く落ち込んでいるという状況にございます。これはやはり経済状況なり大雨による風評被害等が大きいものがあると。これは不測できない事態がこういった数字で表れていると考えております。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） 今の説明でよろしゅうございますか。岩本委員。

委員（岩本明央君） ここにですね先般いただきました協定書がありますが、さっきいわれた15条の中に物価の急激な変動というのは部長は答弁されました。私い

るいろ考えてみて今はデフレの時期でしょう。だからインフレの場合は例えばこれが100円で買えるものが次に105円になりますよということでしょう。デフレの場合はそれがですね100円で買えるものが99円になるんですよ。だから今の答弁はちょっとおかしいと思います。それともう1件ですね、リスク分担表というのがございます。その初っ端に物価の変動、指定期間中の人件費、物価のインフレ、デフレ、負担のほうで指定管理者一番上ですね。次のページの真ん中辺にありますが、収益の減少、利用者の減少に伴う指定管理者の収益の減少、これも指定管理者の負担ですよ。説明とは食い違うと思うんですよ。その辺はもう少しこういう協定書があってこういうリスクのあれがあるということ。どうもさっきから説明を聞いておるとどうも話が合わん。もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。それからもう一件、この委託料についての支払は何時支払うかという、それはどこにあるんですか。時期。

委員長（馬屋原眞一君） 山本部長。

総合観光部長（山本 勉君） 岩本委員のご質問にお答えします。委託料の変更第15条ですけども、先程私のほうの言葉足らずの所がありましたが、物価の急激な変動その他予測できなかった事情等によりということ、その他予測できなかったことということでございます。それとリスク分担のお話をされましたけど、先程市長のほうも説明をしましたが、このリスク分担については、今の15条等々とは別にして一般的な収益の減少についてもリスク分担表ということであります。（発言する者あり）ということですね。この24条のリスク分担よりは15条のほうが優先をするということでございます。ガイドラインにおいてもこれには謳っておりませんけれども、リスク分担に疑義が生じた場合や想定していないリスクが発生した場合は市と指定管理者が協議をおこない決定するというような項目も協定書には上がっておりませんが、そう言うことにもなっております。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） はい、綿谷課長。

総合政策部観光総務課長（綿谷敦朗君） 委託料の支払いにつきましては先般提出いたしました資料のほうに年度協定書というものがございます。A4の2枚ものでございます。変更も結んでおりますので当初平成22年4月1日年度協定書を締結しております。8月の26日に変更協定を結んで支出をしております。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） 岩本委員いいですか。他にございませんか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） それではですね今回いろいろ資料いただきました所の収支、平成17年度からきちと目をとおさせていただきました。今は家族旅行村のこの指定管理業者、中高年福祉事業団でありますけれども、その前にですね平成19年、20年はカルスト森林組合、ここが指定管理であったわけでありまして。それでその収支をきちと見てみますと平成19年度はわずかながら黒字と。そして平成20年度は赤字に陥ってるわけですね。そして平成20年度は何かあったかと本来なら少しプラスが出てもいいなと思うんですけども赤字を計上してる。それは皆さんご承知のように、アメリカで起こった金融危機であるリーマンショック、それが非常にですね皆さんの特に金融機関で打撃を受けたもんですから、経済活動が非常に停滞して行ってしまった。特に平成20年の後半からというのはですね皆さんもご承知のとおりであるわけでありまして。こういったことちゅうのは予測が出来なかった部分だとは思っております。それでカルスト森林組合のほうで、この家族旅行村の収支20年度のこの決算がわずかながらマイナスに陥っていったと。それで今度指定管理者が平成21年から変わります中高年のほうがっておりますけれども、リーマンショックそれが本格的に厳しくなるというのは、非常にある面じゃ分かってくるわけですね。だからもし私じゃったら絶対にとりません。指定管理は、もう経済活動2年、3年絶対悪くなりますから、そこをですね経営としての先見の明が本当にあるかどうか、本当に企業経営者だったら絶対にとらないと思うんですよ。そういう面でそう言ったところは厳しくても市がですね、そのまま継続して行って多くの支出があってもやっ行って行かざるを得ないのかなという思いはありますけれども。家族旅行村がですね平成20年度の時カルスト森林が赤字でありました。もしこれが引き続いて平成21年度カルスト森林がまた多分同じような形で赤字になっておる可能性が幅が一段と大きくなっていった可能性は非常に強いなとそう思うんですよ。それでそのところで、その急激な予測できないことは物価の変動とかその辺をどう見ていくかと、そしてそれ以外に水害とか被害があったんですけども、その建物13条で建物、構築物及び物品の修理改造、模様替えとかそういった物品の更新に関する公費で負担するとかいろいろ書いておりますけれども、それで水害、被害とかそういったことあった時には公費としては当然出で行かなくちゃならないんですよけれども、そういったところを総合的に今回のこの問題というのはきちと見て行かなくちゃ、一つのことだけ事象現象だけ見て行ったらですね、ちょっと判断を誤るかなとそう思うには思っております。そう言うことでもしこれがカルスト森林で大きく赤字になったときには、そういった場合には

どのような対応をですね市としてとっておったかその辺をちょっと一点お聞きたい
と思います。

委員長（馬屋原眞一君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 岡山委員が非常に高い視点からのご質問だったと思います。
確かにですねリーマンショックがあったとき非常に社会的な変動がありまして、先
程綿谷課長がこの利用者数の実績の対比を申し上げましたけども、入村者だけを見
ても平成19年が1万8,672人おられたのが平成20年に1万4,747とい
うことで4,000人近く減っておられます。しかしながらですね、経営のことを
おっしゃいましたけれども、経営すると損益分岐点がありますのである一定の高い
所にあったものをそうすると利益が出ますね、それがかなり落ちてきても分岐点よ
りまだ以上であれば、商売しておられる方も多いでしょうから耐えられるわけです
けれども、その損益分岐点の所から更に大きく下がるとある意味ではこの家族旅行
村も商売の仕事ですから、収益的な事業ですので、前回の1万8,000を超えて
おられた1万9,000人近い入ってきておられた入村者がですね、それと今回の
ように1万3,000程度しかなかったものが、これが1万程度まで落ち込むとい
うことにですね、そのダメージの大きさというのはやはり違ってくるだろうというふ
うに思っています。またですね、後ほどでもお話をしたいことがありますけれども、
そもそも論に立ち返らないとこの話はできないと言うふうに思っています。ですから
枝葉の話をしてしまうとおそらくこの議論というのは迷路に入り込むと思いますけ
れども、この家族旅行村を観光事業としてですね我々が持ち続けていくからには、
やはり観光事業全体でこれを支えて行くと言うことが必ず必要だろうと私は思っ
ております。じゃあれは山に返していいのかと言うとこまで話が戻りますので、もう
ちょっと全体のこと申し上げましたけれども、細かい数字については担当のほうか
ら話をさせます。

委員長（馬屋原眞一君） 山本部長。

総合観光部長（山本 勉君） ご質問の主旨がカルスト森林組合であったら、この
補正はどうなんかとこういう状況に陥ったときはどうなんかと言うご質問だったと
思いますが、今回と同じように15条にですね該当すると思えば同じような補正の
お願いをですねやっぱりしておったということになります。15条にあくまでも基
づいた提案ということになるろうと思います。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） 岡山委員。

委員（岡山 隆君） そこでですね平成22年度の家族旅行村21年度合わせてで

すけれども、その中でですね確かに水害、雨、また風評によってですね非常に入村者、キャンプ、オートキャンプ、ケビン、ログハウス等ですねカルスト森林組合またそういったところがやったときに比べてですね、そういったリーマンショック等も水害等も踏まえて非常に利用者がですねもう目に見えるようにですね減っていますね恐ろしいぐらい。多分経営者としては成り立たんなと思いがありますね。だからそれで収入として1,300万円ぐらい本来入ってくるべきものが入ってこないかなと。そういったところでいろいろ補正を組んじやいけんという所の捉え方があったんかなと思いますけれども、ただですね私はそのこの所はですね指定管理者、そりゃ収益しっかりと上げて頂くためにですねそりゃ経営を努力してもらわんといけないわけですよ。もう全部そういったところで負担が出たからその部分は全部行政がみますよ、というのちょっと如何なものかと私はそのように思っているわけでございます。そういった中で利用者の減少に伴うリスク分担表ですけれども、利用者の減少に伴う指定管理者の収益の減少は基本的には指定管理が一応持つと言うことになっておりますので、その辺と不測の事態等をですねその辺を勘案しながら、きちっと私はですねその辺を見直すべきではないか思っているわけですよ。全部指定管理に責任を市が委託しておる関係上全部みていくちゅう訳にはいかないし、そしてそういった経営として不測の事態もたくさん今後とも一般企業やったらこういうこと一切ないですからつぶれるだけですから、だからそういったところの指定管理の責任もありますから、その辺もそのこの所をどこまでみて行くかその辺をきちっとですね判断して行かないと、何と言いますかいろいろ市民の皆さんから理解をされないことになってしまいますので、どうかこの辺につきましてですね、どうそのこのところをみておられるかというところをちょっと最後にお尋ねしたいと思います。

委員長（馬屋原眞一君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 先程来、観光事業と言うこと度々申し上げておりますけれども、これ行政が直営をしておる観光事業としては全国でも非常にまれだろうと思っておりますけれども、秋芳洞、秋吉台を中心とした観光事業ですね行政が直営をしております。その本体である企業で言えば本社ですねグループのグループ体と考えて頂いたほうが正しいですね。これは民間が持つておられても同じだと思います。秋芳洞の収入が本体としての経営を支えておるということになります。そのグループ企業として秋吉台の家族旅行村、別府の養鱒場ですね、それとか大正洞とか景清洞とかいうのがあります。それぞれですね赤字体質なんですよ。養鱒場も家族旅行

村も大正洞、景清洞がペイラインでいけるかどうか今年はまだ赤字になりますね。ですから、それを本体である秋芳洞観光事業が支えておる。それもかつては赤字であった。全部が赤字で動いておったのをこの20年合併をして20年、21年で本体を黒字体質に一生懸命変えて行って、その黒字で周辺の赤字を支えておるとというのがこの実態です。これもですね昨年外部監査が入られましてですね、実質赤字比率がありますから周辺のグループの子会社にあたるものをこの市が行政としてやっていく必要があるかどうか、それが本体である秋芳洞観光事業に大きな足かせになっておると言うことのご指摘を頂戴してます。養鱒場にしろ家族旅行村にしろ。現在ですから1家族旅行村が一体で収益的なもの上げるというのは私は不可能だと思ってます。努力によって若干の上げ下げは出てまいりますけれども、やはり秋芳洞、秋吉台にたくさん導き入れて、そしてその周辺効果として、グループとしての子会社としての周辺の施設が上がってくると言うふうに考えてます。去年は非常に大きな黒字を出してきました。秋芳洞観光はですねいろんなイベントを打ちました。その勢いで今年も行きたかったんですが、先程来申し上げるように、非常に不測の事態が起こりまして洞本体がこれほど落ち込んでおると言うこと。と言うことはひいてはですよ、その周辺にあたる子会社であるグループは赤字であったのが更に赤字が大きくなっていくということが起こってくるわけです。じゃあその本体である秋芳洞観光だけで洞観光だけで、じゃあ観光事業やっていくべきかどうかという大きな議論になってまいります。それだけで行くとやはり魅力が落ちてまいりますので、赤字であっても支えながらいろんな来られる方に観光のパイを与えて上げるその資源をですね、によって本体である観光事業である秋芳洞もですね、盛り上がってくると言うのがありますので、赤字でもそれを支えていくということが行政として必要かどうかということもあります。特に秋吉台の家族旅行村については、大きな国民の方の志向が変わってきてます。かつてはキャンプ、小さいお子さんを連れてですね家族で安く泊まれますから屋外にですねということがありましたけれども、これが子どもさんが減ったということ、それから国民の志向が変わったということですね随分変わってきてます。これが証拠にですね、先程の対比表の2番目のキャンプという所見でもらったらよくわかります。平成19年に4,288人がこのキャンプに来ておられたのが、今年の見込みでは991人と言うことがあります。ですから大きなそういうふうな志向の変わり方もありますので、家族旅行村をですねこれからどういう形で持っていくのか、このままで行くのかそれとも本当にもう収益的なものは止めて、市民の方の憩いの場にするのか、秋吉台に来られたつ

いでにですね無料で入って頂くようにするのか、それとも山に返すのか、いろんな考え方があります。これは今後の課題です。ですから秋芳洞の全体、グループとしての観光事業を考えた中で、秋吉台の家族旅行村をどう位置付けていくかということが大きな問題、課題になってくるだろうと思います。しかしながら当面今年については、来年までありますね指定管理期間が、その従来はずーと旧秋芳町からやって来られた形をそのまま踏襲して行こうと言うことになっておりましたので、これは来年度まで持ち続けていく、この形で持ち続けていく必要があると考えてます。そのためには、その抱えて頂いておるその受けていただいております事業団がですね、資金ショートを起こされて全く経営が立ちゆかなくなると、その瞬間に予約をしておられた方ももうだめですよ出来ませんからここは使えませんということをする、先程から風評被害という話を申し上げておるけれども、ああ秋吉台というのはもう家族村が経営が成り立たなくなったとつぶれてしまったというふうなイメージを国民全体に与えると、秋芳洞観光を中心としたものに非常にマイナスがあると言うことがありますので、今回こういうふうな議案を出したということをご理解いただきたい。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） もともと三常任委員会の連合審査と言うことについては、安富委員も私も同じ意見でございまして、こうしてさせていただきまして、質問が出来る機会を与えていただいた訳ではありますが、先程、岡山委員がおっしゃったように経営者ならこんな不透明なものは受けないよとこういう話がありました。まず基本的なことを1点お尋ねしたいんですが、先程お示しの中で説明していただいた中で19年、20年今市長も話されましたが、ちょっと5,000人近い利用者が落ち込んでると。そういう傾向がですね分かれば私も受けないと思います。私としても。個人的にも。何でかとこんだだけ落ち込むようなところは、おそらく何か大きなほかに原因があるのではないかというのが普通の経営者の考え方です。そこでお尋ねなんですけど、特に22年度の見込みを見ますといわゆる簡易テントのキャンプこれなんかもうほとんど数字が19年は400万ぐらいあったものが、100万も切っておると、テニスコートもこれらもおそらく私は施設が使えないんじゃないかと思います。説明の中でこうした施設の老朽化というのはなかったと思うんですね。美祿市が指定管理者を出してる多くの中には相当施設そのものが老朽化したのが多いんですね。それで監査のほうでも見させていただきますと修理費だとかそういうものが出てくる訳ですが、まずその辺の施設的なものが1点。それからも

う一つ指定管理者制度に公募したとき19年、20年の傾向をお示しになったのかどうか。これがあつたら誰も受けないと思います。もっと深く協議をしないとどうやっていくんかというのは不透明さが強すぎると思います。従って、質問をまとめますと施設関係、それから19、20公募の時にどういうものをお示されたのかということをお聞きしたいと思ひます。

委員長（馬屋原眞一君） はい、山本部長。

総合観光部長（山本 勉君） 竹岡委員のご質問にお答えいたします。まず旅行村の施設の関係ですが、総体的にですね非常に老朽化をしております。具体的に言えばですね、まず収益を生むテントキャンプですね、こういうものもある一定の部分は使えません。それと唯一家族連れで来られて楽しみにしておられるテニスコート。これもかなり手がつけられないと言ふような状況に至っております。それとバーベキュー広場。これもですねまだまだ手を加えないと、ちょっとサービス面にかけるかなと思つてます。それと一番メインでありましたスーパージングルジム、これはですねかなりその当時お金を掛けられて一つの目玉にしようという思いがあつたんじゃないかと思ひますが、これが一番の人気のところですよ。これが外国製品という部分もありまして、ちょっとこれをですね今維持補修でなんとか危険性があつたらいけませんので対応しておりますが、これもかなり老朽化しております。それともう一つですね一番大切な水を供給する給水タンク。これが一番旅行村の入り口の所にあるわけですけども、これも今年度夏場よく持ったなという感じですね、専門の方に見てもらつていただいております。これ一つとってもですね3,000万円程度ですねかかるというような状況になって、ちょうど新年度の予算もありますので思案をしてるところで、ということですね。市として本来であればこれをですね常に完全な状態にしておくということが基本であると思ひますが、毎年、予算でもお願いしておりますが、維持補修がついていないという状況で500万程度ぐらいで年々やっております。とてもじゃないそういう修繕が間に合っておりませんので、サービス面では非常にお客さんに私は迷惑をかけておるといふような状況になっておるといふふうに思っております。それと20年度と21年度のことですけども、それと初めにですね指定管理者の公募を行ったときに提示を市として出来たのは19年度の数字ですね、ということは非常に状況のよかつたときの数字をですね提示した中で指定管理者の公募を行っております。それから経済状況がずーと悪くなつて来たと言ふんで人数的にはかなり減少しておりますが、それが一番試算の基になっております。20年度についてはまだ決算が出ておりませんの

で、これはまだ提示できなかつたと言うことが一つあります。ということでよろしいでしょうか。

委員長（馬屋原眞一君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） そうすると今お聞きしたようにですね、指定管理者の公募して示されたのは19年度といわゆる20年度の決算がまだ出てないんで、それは参考資料として出せなかつたとまあ物理的に出せなかつたんだらうと思うんですが、その後ですね、今のカルスト森林組合から決算書が出て相当の落ち込みがあるときにですね、新たな指定管理者の方との協議はどのようにされたのかちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（馬屋原眞一君） 山本部長。

総合観光部長（山本 勉君） 先程もですねちょっと申しましたけれども、本当に22年度の決算状況を踏まえた上でですね、23年度考えたときにも非常に厳しい状況がこのまま続くだらうと言う予測を私もしております。このことからですね、まず中高年にはですね、まず入村者のですね目標数値を定めて収益に見合った管理運営コストの一層の削減、見直しこの辺をですねしてもらう改善策をですね出して欲しいということで、理事長それと村長さんですねそれと関係の職員の方に来てもらって市としては強く指導を行っております。それでですね、これまでのどういふふうな指導なり協議をしたかということなんですけどもまず一番肝心の収入面ですね。これにつきましてはですね旅行村のですね、まず入村者が平成19年度から22年度まで大幅な減少傾向になっておるということで、23年度については最低1万人の入村者をキープしてくれ死守して欲しいということをお話をしております。具体的に1、2言いますと、利用者の利便性の改善を図るために管理棟までの車の乗り入れを簡単にするような方策とかですね、ログハウスの食堂の利用者の促進で、これ今駐車場の料金も関係しておりますので、そういう分で創意工夫をして欲しいという話です。それとかパーベキュー広場の環境改善この辺も話しております。それととにかくお客さんと呼ばなくてはいけないという部分がありまして、旅行業の第3種も努力してとられました。そういうところから着地型観光ですね家族旅行村から発信をしてくれと、それによって集客を図って欲しいということをお話してあります。もちろんそれにはですねイベント等もですねそれに絡ました形で取り組んで欲しいということですね。それと収入面でもう一個言いますと、イベント開催を含めた養鱒場との連携ですね。総合観光部との連携といっておるんですけども、鱒を活かした料理の開発そういうものをですね、うちと協議をしながらいい

形のをですね、あそこにも着地型観光を進めて行こうという前提がありますので、いい商品開発をしてお客さんを呼んで欲しいと言う指導をしております。それと今収入面で言いましたが、支出面ですけども、まずですねうちに報告をいただく様式がですね単式簿記的なものになってるわけですね。企業さんと言うことでなかなか計算上ちょっと適切でないということも思っております。そういうことから企業会計法に基づいた企業会計のソフトがあると聞いておりますので、それも私たちが少し勉強しなければいけないところがあるのですが、そういうもんで処理をしてきちっとした経理体制を整えて欲しいということです。それと今回上がっております人件費の問題ですね、これについてはですね夏期手当等と冬季の手当てがあるわけですが、業績主義をとにかく導入していただいてですね目標等を上回った場合ですね、このときには若干考慮するというようなこと等でなかなか難しいというのを聞いておりますが、労使間で協議をきちっとして欲しいとしてくれという話をしております。それからですね退職金ですね3年ごとに支給されるという今までの流れになっておったようです。これも見直して欲しいということで、これについては中小企業の退職金制度こういうものがありますので、これを利用するということですね、これも労使でよく協議をして欲しい。それからですね施設管理これかなり経費がかかる訳なんですよね。これについてはですね草刈りとか、そのほかのいろんな環境整備の事業があるわけですが、事業団を持っておられます、この事業団のほうにとにかく安く出来るような形で一般よりはですね。そういう部分でコストの削減を図って欲しいと言うような話をですねしてます。最終的には全般的な話になりますが、23年度につきましては、とにかく徹底した予算の管理をまずしてもらって経費削減を図っていただきたい。収益の拡大も図ってもらわなくてはいいませんので販売促進ですね、こういう部分も強化して欲しいと言うことで一番初めに言いましたとにかく最低でも1万人はキープして欲しいとこういう部分をですね今の段階では話をしています。今後、もう少し細部について協議は行おうとは思っております。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） もう1時間以上経っておりますのでですね。（発言する者あり）はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） すいません。ちょっと部長の答弁がちょっと私より、私が聞いたことよりちょっとあれやったんですが、私は19年度の数値を公募するときに示したと。20年度はどんと落ち込んだとその落ち込んだときにそれが分かったときにどう協議されたんですかと、こういう質問だったんですが、現在、22年、2

3年について協議中の話を話されたんだろうと思います。そのお答えは休憩後でも結構です。その辺を一つお聞きしたいことと。それからもう一つは17年度に昨日か一昨日か私どもに配付されました財団が管理してる頃、それを比較させてみますと人件費がものすごく違うんですね。あんなに安く使えるならばその辺を分析して今後の指定管理の見直しがまだ出来るんじゃないか。それとも財団の職員は人件費じゃけど何か他にいいのか。その辺が1点。それからもう一つは公租公課を見させていただきましたら、財団の時には200万ぐらい計上されております。カルストの時は二桁台の小さい数字になってますよね。更にまた今度21年度の事業団のを見せていただきますとやっぱし200万近い公租公課が現れてる。何故、財団や事業団では200万が拳がり、それからカルスト森林組合の時には数万円しかないと言うような状況があったのか。そのお答えはまた休憩後でも結構ですからお答え願いたいと思います。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） 今の件につきましては、休憩後にしていただきたいと思っております。この際暫時11時まで休憩をいたします。

午前10時45分休憩

.....

午前11時02分再開

委員長（馬屋原眞一君） 休憩前に続き会議を開きます。はい、綿谷課長。
総合観光部観光総務課長（綿谷敦朗君） それでは竹岡委員のご質問にお答えいたします。人件費のことですが、旧秋芳町にございました秋芳台家族旅行村財団、当時平成17年度人件費が3,427万6,000円、平成22年度中小企業の事業団さんが人件費4,557万3,000円、約1,100万程度差がございます。これにつきましては、事業団さんのほうが13名分の職員の人件費を計上されております。旧秋芳町の秋吉台家族旅行村財団の平成17年度こちらに拳がっております人件費につきましては、家族旅行村財団の職員が6名、それに臨時職員が5名分が計上されておると思っております。ただ平成17年度は旧秋芳町の観光事業会計特別会計より4名職員が派遣されております。そちらのほうからの給与の支給がございます。続きまして、消費税の件でございます。平成19年度カルスト森林組合のほうから提出されました事業報告書の中にあります収支報告書で見ますと租税公課3万7,600円という計上になっております。消費税につきましては、カルスト森林組合本体一本で消費税を支払われたものではないかなと考えております。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） 竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） そうするとですねちょっと理解に苦しむんですが、カルスト森林組合の時にはカルスト森林組合さんが消費税を払ったと、売り上げから推定して人件費比率から考えれば約200万近い消費税がいるだろうと思うんですね。それは19年の資料の中には示されていないまま公募したとこういう認識だと思っ
たんですね。後がもう一点ありますからお答えいただきたいと思います。そういう認識でいいと。それから人件費についてはですね私も見させてもらったら約3,200万しかいらないと、これでやれるんならと思ったんですが、観光特会から4人分というたら大変失礼ですが、700万ぐらいみても2,800万ぐらい。まだこれに上乘せになってると。そうしますとですね、ちょっと公募の時に若干その仕様書は私はちょっと他のことで見ることがありましたので、見させていただきました。仕様書は実に細かく精査して書いてありました。しかしながら、数字については非常にこうした言い方は悪いけど瑕疵があると言いたいぐらい、ちょっといろんな問題が隠れてる。それからもう一つ先程からちょっと説明の中に諸手当というんか、夏期か冬季か良くわかりません、聞きとれんやっただんですが、そうした手当が分からなかった退職金がどうのというのがあったんですが、そういうものも公募の時に示されたのかどうか。これは大事なことだと思うんですね。岡山委員が言われたようにそんなん分かってたらこんな値段で受けへんよと、経営者なら受けんよと言われたんですが、私自身もそう思いますが、そのことについてのお答えをお願いしたいと思います。

委員長（馬屋原眞一君） はい、山本部長。

総合観光部長（山本 勉君） 公募にあたってのことなんですけども、公募の時にですねお示したのは、先程話がありましたように平成19年度の家族旅行村の収支の状況を参考資料として配付をしております。これを基に今度引き受けようとする方におかれてはですね試算をして下さいと言うお話をしております。その中で先程言われたような小さい人件費の内訳についてはですね特別なこちらから説明は行っておりません。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） 他に。岩本委員。

委員（岩本明央君） 一昨日いただきました資料の中のこれは変更協定書、先程お話しがりましたが、これは執行部でおやりになることやから我々がどうこう言うつもりはありませんが、変更前と変更後それで変更後に既に9月10日の日に1,600万、既に2,800万全額ほど払っておられます。これは半年も経ってない

んですよね。5ヶ月と10日、1年間のうちに。それで全額ほど2,800万、指定管理委託料支払っておられます。まあ世間一般的な常識で考えますと、私も民間に13年間おりましたのであれですが、半年もたたんうちに全額というのはちょっと大変疑問に思います。その辺は協定だから私どもなんとも言うつもりはありませんが、世間一般常識から言ったらちょっとおかしいなと言うのは感じを持っております。他に約30社ほどあるわけですが、指定管理者ですねその辺の支払の状況が分かれば、今、ちょっと違いますけど、いつか資料を出して欲しいと思います。それからですね市長にお願いでございますが、この指定管理者制度についての内容については、特に安富委員、それから竹岡委員も言っておられます。私もそう思うんですが、是非この制度の内容の変更について、今3年間続いておりますが、是非十分に検討していただかないと他の相手の方が言うちゃ悪いけど赤字になれば親方日の丸でお願いすればいいんじゃないかちゅう印象を必ずしもほぼないけど、受けられる市民としてもそういう印象を受けざるを得ないと思います。その辺で是非変更のお考えがあるかどうかと言うことをお尋ねいたします。それからもう一つは、やはり山本部長にもお願いしたいんですが、相手が企業努力をもっとして欲しいと言うことを強くご指導をお願いしたいと思います。やはりこれは特別会計ですからええけど、他の一般会計から出る場合には市民の皆さんからいただいた税金が委託料として出るわけですから、その辺をお願いしたいと思います。その辺市長のお考えをお尋ねいたします。

委員長（馬屋原眞一君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 岩本委員、言われること良くわかります。今市が指定管理を出してるのが確か26あると思いますね。非常に幅広い分野にわたっておりますし、その内の一部がこういうふうな収益的なものを含んでおると言うことですね。ほとんどの部分は今回と違いまして一般会計でやっておると言うものですが、今回の場合はこれ観光特別会計です。これもなんべんも申し上げたけれども、本来的な指定管理の出発が箱物を想定して出ておりますので、それをベースにずーっと動いた経緯があります。これは私どもの美祢市だけではない。全国どこでも一緒だろうと思います。現実的に指定管理者制度を運営をしていくことにおいて、特にこの収益的なものについてですね、いろんな問題点が出てきておるのは確かです。それを受けてやりながら、ですから結局国のベースがもう基が箱物を想定してやっておりますので、現実的に指定管理者制度を運営しておる基礎自治体たる市・町・村はいろんな問題が出て来るのは、それがそのまんま降りかかってくるもので、それを受

けてこのガイドラインも過去二度改訂をいたしております。今回もですねいろんな問題があったと認識しております。先程人件費のことを質問もありました。これもですね結局その収益的なものが合併を契機にいろんな過去あったことが、そのまんまその新市に持ち込まれていなかったという経緯があって、その辺が認識できてなかったと新市においてですね言うことができますので、その辺も調査、精査をした上で新たにですね指定管理者制度の根本的なことを、ですからこのことだけに限らずに全体の指定管理者制度のあり方についてもですねもう一度と言うか、今も繰り返し検証しておるんですけども、抜本的にですねやるように今、指示はもうすでにしておるところです。

委員長（馬屋原眞一君） はい、山本部長。

総合観光部長（山本 勉君） 企業のほうの指導と言うことですが、先程もちょっと若干触れましたけども、十分指導のほうはして行きたいと言うふうに思っております。

委員長（馬屋原眞一君） 他に何かありませんか。有道委員。

委員（有道典広君） 建設委員会の委員ですからあまりしゃべるまいと思ったんですけど、ちょっと疑問を感じましたので、三つほどご質問をしたいと思います。先程山本部長が言われました竹岡さんの件の返答の件ですけど、まあこの19年度とか過去はあくまでも市が建設業で言えば設計単価を予算を組むための参考材料としての根拠ではなかったかと思います。それにおいて予算化し、例えば3,000万が2,800万でとられたと1,000万でも別にかまわんわけですよ。だから10人で人間やるところをですね、例えば私の会社が採ったとすれば20人かかってもやりますと言うような宣言したような格好ではないかと思います。だから市役所がその根拠を基にですね今の協定書にある金が決まったとは到底思えませんが、その辺はあくまでも参考にしたのか、その数字を絶対にその数字と合わせてくれと言ってやったのかちょっとお聞きしたいと。それと先程から13条、15条の件が出ております。私も友人の中に弁護士が数名おりますけど、この度いろいろちょっと何日間でお聞きしました。ほとんど13条にリスク負担の表が優先されるのではないかと、ほとんどの方が言われました。後はですねじゃあ15条というのはどういうふうになるのかと聞いたんですが、営業停止に追い込まれたとか、例えば食中毒とかそういった面に関しては業者のほうの問題がありますけど、今言う施設の関係で災害もあって営業停止に追い込まれたとか、そういったことは15条に該当するのではないかと聞いております。どこまでまあ私もただ聞いただけですので、法的

にはどちらが優先かははっきり分かりませんが、今後こういう問題が大きくなったときにですね、この13条と15条の件というのはかなり問題視されると思いますのでもう一度お尋ねしたいんですけど、先程15条のことを優先と言われましたのでもう一度その辺を確認したいんですけど、一つよろしくお願ひします。それとも一つこの間いろいろ廻ったら村長さんの話やらも綿谷課長ともさせていただきましたが、村にいらっしやらないとか、まああの風評ばかりでものを申し上げてはなりませんけど、非常にそういった本当に管理がうまく運営されてるかという疑問が多くあります。この予算が正しいかどうかと言う前に本当に必要なのかと言うのと根拠があるのかと言う問題がありますんで、私どもはもうとにかく風評だけで話してはいけませんけど、村長さんがおられんので何故かとの間も綿谷課長に聞きましたら地域外で研修しておると。だけどだいたい村長さんというのはそこでおられるんじゃないかと言うのが私の気持ちですが、その合わせて三つほどご回答頂ければと思います。よろしくお願ひします。

委員長（馬屋原眞一君） はい、綿谷総務課長。

総合観光部観光総務課長（綿谷敦朗君） 有道委員のご質問にお答え申し上げます。19年度指定管理者を公募する際に示しました19年度の収支報告書これはあくまでも参考資料として提示したものでありまして、数字が固定化したものではありません。続いて、リスク分担と協定書の第15条どちらが優先するかということ私どもは第15条こちらのほう、その他の不測の事項にあたると思ひまして15条が優先するということ15条に基づき今回補正をお願いしたものでございます。続いて、家族旅行村の山本村長につきましては、通常の業務は代理がおりますので代理のほうやっておりますが、朝晩は旅行村のほうに出勤し泊まり等もやっております。社外研修ということいろいろな勉強等をされているようでございます。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） はい、有道委員。

委員（有道典広君） ちょっと先程の積算の根拠というのは、あくまでも参考価格ということは、19年がどねいであろうと20年がどねいであろうと関係ない。私が例えば受ければいくらで受けますと言えればそれでいい訳ですね。まあ過去秋芳町から財団からカルスト森林組合が受ける時なんかは、ほぼ倍増ぐらいの高い金額でとつても、ここなら大丈夫ということ出された経緯がありますけど。要は19年とか20年のあれは参考であつて、相手が施設にしてもですね、受けるものがそれをわかつて、私ども工事例えば請けますと現場を見に行きます。だからすべてわか

って受けるんですから、そんな根拠があいまいと言えばあいまいですけど、私どもが受けると言った、まあ例えば事業団が受けると言った金で出したと言うんじゃないかと私は解釈しておりますので。後もう一つは、15条の件はそれで今、市としての解釈は15条はそれでよろしいんですか。先程私が言いよった、よそではよそでって言うのはあれですけど、まあ聞いた話ですけど、絶対とは言えませんが、まあ通常は施設閉鎖に追い込まれたとか、そういった営業停止の場合に適用するというのが、普通ではないかと言われております。まあその辺はどうなんでしょう。私の方が間違いなのかどうか、もう一度詳しく教えていただければと思いますけど。まあ否か否やかどちらかでいいです。その件もう一回お願いします。

委員長（馬屋原眞一君） はい、山本部長。

総合館後部長（山本 勉君） 今のことですけど、先程から説明をしておりますように市としては15条の方が優先をすると言う判断の元に、今回お願いをしておりところでございます。

委員長（馬屋原眞一君） 今の回答でいいですか。（発言するものあり）はい、安富委員。

委員（安富法明君） えとですね、いろいろ質疑が出ておるわけですが、私今までですね、この制度的な問題点というのを何度か見直す部分が多いうことを申し上げてきました。まず二つ考えるべきだろうと思うんですよ。今回は指定管理料、家族旅行村に関する指定管理料の関して多額の補正が出た。1,150万出た。これが是か非か、良いか悪いかって言う事ですね。可否をまず判断しなければなりません。それとですね、もう一点は先程言いましたようにですね、なぜこういうことになるかって言うことなんです、いろいろ資料等を見せていただいた結果ですね、どうしてもこう今までの経緯も踏まえて、やはりこれもあの自治法の244条ですか公の施設ですよ。第2項で指定管理者っていうことが出てくるんですが、そもそもですね公の施設かどうかっていう辺ですよ。普通地方公共団体が言うところの公の施設に値するかどうかどねいかって言うところが出てくるんだろうという風に私は思うんですよ。で、それはちょっとごっちゃになりますから置いときまして、最初にですねお伺いをしたいのは、要するに協定書の中で15条に基づいて変更契約、契約じゃないな、契約なら見易いんでしょうが、変更協定書が出てきたと。で、これのまあいろいろ算出根基って言いますかが出て来てる訳ですが、このですね、いろいろいただいているんですが、補正予算の算出資料、家族旅行村補正予算算出資料ってというのは行政側の資料だと思っていいと思いますし、家族旅行村変

更計画っていうのが付けていただいております。これにも試算表が出てます。でこれ数字が結果的に一緒なんですよね。で、私は思うにですね、その受託者が昨今等の経済情勢等を踏まえて、変更契約の申し出をされたと、で算出根拠を示された。そしたら行政側は行政側としてね、こうですよっていう、当初計画で行くならそれはそれ。あるいはなるほどなって協議をされた結果が補正予算になってると思いますから、行政側は何て言うんですかね、ひとつの試算をして、これ違ったものがほんとは出てくるんじゃないかなって言う風に私は思うんですよ。その結果、1,150万になったよっていうことならよくわかるんですが。そういうことまず一つ思いますんで、この補正予算についての大前提として、そういう風な協議の中、あるいは協議の前提となった行政側の試算、試みにやられた計算と家族旅行村受託者が出されたあれとの差異っていうのはあったのかどうか、お聞きをします。

委員長（馬屋原眞一君） はい、綿谷課長。

総合観光部観光総務課長（綿谷敦朗君） 安富議員のご質問にお答えいたします。事業団より提出されました変更計画書こちらの中を精査する際に、事業団の担当者とも中のことについて協議をいたしたところでございます。その時点でこれよりも収入が落ちる可能性もあるということもあり、それぞれあたっていった数字が1,150万になったわけでございます。ただこれが上限額ということでお願いをしているところでございます。

委員長（馬屋原眞一君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） 結局その先程ですね。竹岡委員がいろいろと税の問題、人件費の問題等指摘をされております。要はですね、行政側がきちんとした算出根基っていいですか、元になるものを持っていないような気がするんですよね。まずこれが第一点。課題があると思うんです。それでまずですね、そもそも論はちょっと置いとしまして、今回の家族旅行村の指定管理者から出された変更計画の6項目くらいあります。で、簡単にずらっといってみますが、まず施設的な要因について述べられております。で、この施設が全般的に老朽化してどうのこうのって言うことですね。要するに利用客等のニーズに不満が生じると。オーナー農園被害鳥獣のための利用状況はゼロであると。こういうことですね。こういう風な施設に関するものに対してはですね、先程もちょっと有道議員のほうから質疑があったと思うんですが、当然協定前にですね十分そういう風な検討、村内を見られてですね理解ができたはずじゃないかと思うんですよね。で、協定書には協定時には反映されるべきことだろうと思うんです。で、これは指定管理者側に言えること。で、市側にとって

はですね、この施設の老朽化に対する改修計画等について検討すべき必要があるですよね。安全管理の上からもですが、その改修計画が立てられるのか、立てられないのか、立てられなかったら施設の縮小とか廃止等まで含めてですね、今後どうするんかっていう協議が、すでにその時にですね行政側のほうで始まってなきゃいけないと思うんですよね。これほど大きな問題、大きな補正を組まなきゃいけない状況に至るような現状を踏まえたらですね。そういうことがまず言えます。で二番目の天候不順による利用客の減少等々であります。先程から協定書が何回か出てくるんですが、協定書、契約書の件はまたあとそもそも論でしたいと思うんですが、その協定書の第13条の2にですね、施設の改築及び修繕等の施設に係る費用分担区分については、別表第2のリスク表によると書いてあるんです。これは施設云々だったら別表3っていうのが付いてるんですよね。協定書の中には別表3っていうのは出てこないんです。協定書の本文中にはね。別表3によりますよっていのうは出てこないような気がするんです。これは別表3なんじゃないかと思うんです。協定書の第24条にですね、今度は一般管理的なリスク分担が出てくるんです。これと15条との関連が私は今回の場合は、議論されるべきであろうと思うわけです。で、別表第2中の収益の減少なんです。これは指定管理者側の負担とするって明確に書いてあります。ですから、先程から議論されておりますように、何て言いますか、どっちが優先するかって言う問題なんです。15条が優先するのか、24条中で述べられてる別表第2によるっていう風なのが優先するのかって言うことなんです。私は基本的にはですね、そのこの協定書の本文を見る限りはですね、やはり15条はこのリスク分担表をわざわざ定めているわけですから、これ以外の物についてはっていう風に解釈されるのが普通じゃないかなっていう風に私は思います。この辺の見解は先程と同じになるかもしれませんが、お伺いしておきます。どこが優先してどういう理由なのかということなんです。それからですね、人的な要因です。人事管理に要因があると。例えば食堂の職員が辞めました。従ってメニューの十分な検討ができないって言いますか、提案が出来ないっていうようなことで、食堂の売上げが減ったよとかっていう風なこと等々が書いてあります。こういう件に関してもこれは人事管理の問題であって、受託者側の責任じゃないかと思うわけです。で、その他の例えば、これも協定書の中にちらっと出てくるんですが、従前の職員、つまり、旧秋芳町時代の旅行村財団の職員の雇用をですね、労務管理上も引き継いでやれと、労務管理と言いますか、労基法上ってなんか書いてありますよね。要するに、条件を満たした上で引き継げっていうことが、

ちよろっと書いてあります。じゃあこれが協定時にあるいは仕様書を出す、募集をする段階で示されておったかどうかということになりますとですね、甚だ心もとないって言いますか、どうもそうじゃないみたいなんです。これやっぱり行政側の責任だろうという風に思っております。それから先程も出ておりましたが、税の問題ですよ、消費税。公課費の検証っていうことで出ておるわけですが。平成17年度当時です。これは旅行村財団という形で秋芳町から受けてやっておった当時、200万円相当の消費税が出てたと。その後、管理者が変わってですね、カルストになって数万円になって、結果的に今度またやはり当初計上されておったぐらいの売り上げであると、200万ぐらいのものにかかるよ。これはやっぱり条件提示として、企業側はこれくらい受託者側が当然見て取るのが普通だって言うふうな議論があるのかもしれませんが、これも行政側の責任じゃないかなという風に説明不足、認識不足っていう点はあるかというふうに思います。で、その他ですね、いろいろ収益の減少とかどうのこうのって言うふうなことが、光熱費、手数料、どうのこうのみないろいろ書いてあります。そういうことについてはですね、やはりこれは指定管理料についてはですね、年度協定、基本協定をその期間中の3年なら3年、5年なら5年にわたって基本協定を交わし、そして各年度においてですね、また年度協定をします。この中で指定管理料を指定するわけですから、決めるわけですから、その中で考慮すれば私はいいいことだろうと思うんです。って言うよりは、そうあるべきであろうと言った方がいいのかもしれませんが、で、結果的にですね、私の申し上げたいことはこの1,150万、当然補正予算ですから、期末まで年度末までですよ、年度末までの見込みを立ててって言うことです。この中で一番私が、これはどっちの責任、こっちの責任、行政側、受託者側って言うのは私の考えですから。って言うことは、経営努力、企業努力に関する部分って言うのは非常に判断が難しいと思うんですよ。お客さんが減りました。天候が悪かった。天候が悪かったのはわかりますが。どこまで企業努力がされて、お客さんがなお減ったのか、あるいは企業努力が足りなくて減ったのかって言うのの判断なんです。だから皆さんおそらくいろいろな意見が出る。で、それをですね、受託者側に一方的には押し付けるわけにはいかない要素っていうのを、やっぱり明確にした上で議論しなきゃいけないと思うんですが、それは非常に難しい。私が今私なりに判断をしたんですが、私なりの解釈を申し上げたんですが、その中で結論的にはなるんですが、なかなかこれすべては認めにくいのかなというふうな感じはしてます。つまりこれはまあ年度途中の試算でありますことも含めて、さらにこういう結

果に至ってですね、受託者側についてもですね更なる営業努力的なものもしていただかなきゃならないし、この予算の執行についてじゃあどういふふうに姿勢で対応されるのかっていうことが、大きな問題になってきます。ですからこれ当初予算委託料で2,800万からしますとですね、40%を超える補正なんですよ。普通考えるとやっぱりかなりその議会とすれば、認めにくいっていう風な部分はどうしても私はあるという風に思っております。その辺についてですね、一応執行部側のお考えをお聞きをいたします。ちょっと長かったからまとまりにくかったですかね。事前にある程度渡してるものもあると思いますので、その辺でお考えを一応おっしゃっててください。

委員長（馬屋原眞一君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） あの、今の安富委員が持っておられた資料は、多分全協で配られた資料だと思うんですね。であの、9月議会の時にこの議場で大正洞、景清洞、そしてリフレッシュパーク、それから養鱒場、それから家族旅行村、これらの監査をもう一回し直せと。そしてもっとわかりやすく出してほしいと、こういう要望があって、私ども監査といたしましては、急遽そちらの方に時間をさいてですね、やらせていただきました。その結果、平成21年度の決算を審査させていただきましたところがですね、いわゆる報告書の提出が、収支決算書という形のもので出ておまして、期間計算がなされてなかったんですね。なぜこういうことになってるんかと言うと、お金が足りないで未払いのままになってると、というようなものが実は数件ありました。それを期間計算に直して、21年度の修正報告という形で皆さん方にはお示しをさせていただきました。これはもう監査側の話でありまして、その時に実は22年度の、まあ21年度は部長の方から答弁があったようにですね、変更計画の申請をされてないということで、監査はいくら赤字が出てもそれは出すべきではないという判断の元に、そのことは観光部に勧告いたしております。従って、21年度分については550万くらいの赤字が出ててもですね、これはもう当然管理を受けられた雇用促進の事業団の責任において処理していただきたい。但し、こういう状況で22年度はどうなんかなという風な質問を投げかけましたら、こうした変更計画が出てきました。その時も監査といたしましては、十分受託者と協議をしていただいて、できるだけ落とせるものは経費は落としていただきたい。確か綿谷課長が1,150万は上限とおっしゃったのは、そういう意味だろうと思うんですが、監査としてはこれが仮にですね可決されてもこのまま渡すんじゃないかって、いわゆる過去の数値がいろいろと正確でないものが出てたということ

からして、一応将来のこと考えて清算主義にさせていただきたい。だから今から経営努力をしてですね、そのことも十分詰めてくださいよと。その結果いくらまでこれが圧縮できるかわかりませんが、いずれにしても1,150万は上限であって、圧縮できればできるほど努力していただきたい。そして、執行はその清算額にさせていただきたいというのが、監査からの立場の意見でございました。委員長、ちょっときょうは三好監査委員がいらっしゃらないんで、議選のほうでの監査の立場からご報告を申し上げたいと思います。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） 執行部先程の回答は。（発言するものあり）はい、安富委員もう一回簡潔に。質問要旨だけもう一度お願いします。

委員（安富法明君） まずね、今は竹岡委員の方から言われましたのもあるんですが、どこに沿って質問したってということなんですが、私たちに全員協議会の席で、事前に主管課からこの補正が出る前に説明があったものについてですね、それに沿って今話をしたわけです。皆さんこれは全協の中で見られてると思うんですね。まずそういうことです。それはいいですね、執行部のほうは。それでですねまずですね、要するに補正予算を組まなきゃならないに至った要因ですね。この中で経営努力とですよ、天候不順とか施設が古くなったとかってということ等々を含めていろいろあるわけなんです、これは事前にわかることじゃないかということなんです。ですから、これは受託者側に責任があるんじゃないかって言うことをまず言いました。これの見解ですね。先程もちょっとあったのかもかもしれませんが、それにかかわってですね、これがどこから出てくるかっていうことですから、要するに協定書の中に出てくる本文中の15条、これによりますよとこういう話です。でこの15条に出てくるのはですね、リスク分担表の別表2、別表3っていうのが出てきます。ここいらの扱いがですね、表示が非常にわかりにくい。別表が出てきてそれに明確に書いてあるにもかかわらず、なぜ15条が適用されるのかということなんです。で、当然13条ではこれ最初に施設に関わるものと書いてありますし、24条では一般管理的なことが書いてあると思うんですね。これも別表2によるって書いてあります。ここいらの考え方、13条に出てくる別表2って言うのは別表3じゃないか。15条に関わるのは24条中、24条で書かれておる本文中以外のこと、不測の事態と解釈するのが正しいのではないかという、これについての見解。そして、この補正予算を組むに至った主に消費税、人件費の件、これについては行政側の説明不足なり、責任が伴って組まれたんじゃないかっていう判断なんです、そういうふうな認識でいいのかどうか。要するにこの補正を組むに至った理由って

というのは、やっぱり行政側にも責任があったよということを出てきてるんだらうというふうに思うんですが、どうも聞いてるとそう明確でもないようなんで、その辺の確認をしたいと思います。

委員長（馬屋原眞一君） それでは順次お願いします。（発言するものあり）はい、南口議員。

委員（南口彰夫君） すみません、めったにマイク使ったことがないもんで。あの、先程有道議員が村長が不在だという質問があったので、村長の名誉に関わることなので、確認をしておきたいと思うんです。指定管理を受ける際に、私相談役になってますので、指定管理を受ける際に3月議会で、去年の3月議会で私市会議員の南口彰夫が指定管理の家族旅行村に関わることは違法か違法でないか、適切か適切でないかという一般質問で兼ねて市長にお尋ねをしました。その答弁はたとえ市会議員であったとしても、指定管理という制度と法律の下の解釈は、議員であったとしても市長自らも関わっているということで違法でないし、必要な協力ができるのであれが是非お願いしたいと言う答弁であったと思うんです。それは間違いないですね。市長、私が関わり合うということについては違法でもなければ、必要であれば是非そうしていただきたいと言う答弁であったと思うんです。それで少なくとも私がですね、村長が、この22年度のことおそらく言われるんだらうと思うんですが、私が聞き及んでいる範囲では、村長に観光部より一貫して指導があったのは、家族旅行村が秋吉台を中心とする美祢市の指定管理では、特に秋吉台を中心としてですね、初めての例になるので、観光事業そのもののけん引役を果たしてほしいと、引っ張っていく役割を果たしてほしいということで、村長の役割は非常に重大だということで、観光事業そのものを引っ張っていくという解釈を村長も含めて、とりあえず地域型の観光だということの理解がなされて、観光ということとなればお客を引っ張ってくるメニューを提案しなければならないということで、法律的には少なくとも観光事業の行う国家試験の資格が必要だということで、少なくとも観光部に報告をしたうえ、この4月から、9月12日が観光を行う、旅行業を行うための国家試験が9月12日に試験日だったんです。そのために九州の福岡県の大原専門学校に毎週通っていて、少なくとも一番忙しい7、8、9は報告書を見ると、2泊3日、木、金、土に福岡のほうに泊り込みで講習を受けているんです。そのことも報告がなされていると思います。少なくとも木、金、土は研修を受けているんですから、事実上不在といえれば不在と。ところがそれは市長並びに観光部の観光事業そのものをけん引してほしいという使命感を持って、私は行ったと思ってる

んです。それからもうひとつは、来年度に向けて、デジタル放送でケーブルが引かれると。ところがこれが元までは、ケーブルを引く元まではどっかの業者が責任を持ってやるけど、屋内のケーブル配線については、私に家であればどっかの電気屋に頼みなさいということだったので、少なくともこれも報告がなされておるんですが、一ヶ月猶予若干山口ケーブル、美祿市が今指定管理をしているところですよMYTの。山口ケーブルが広域に美祿市も含めてですよ、美祿市含めて広域に山口ケーブルがデジタル化するための事業を行って、その下請けの下請けのところに研修に約一ヶ月若干行っていると。で、それはなぜかと言えば屋内配線は資格は要らないので、ノウハウを山口ケーブルから受ければ、実際に家族旅行村は宿泊施設を十何箇所抱えているので、そのために行ったと。すでに研修は終わったと聞いているんですが、そういう報告を資格を取るため、それから経費削減のための技術のノウハウを、山口ケーブルに直接くれって言ったって、そんなもの教えられはせんので、下請けの下請けのところの事業所と話し合いをして、実際にやりながらノウハウを学んだということで、その必要があるということは私は聞き及んでおるし、観光部にもその報告がなされておると思うんですが、その事実だけほど、イエスアノドノーのどちらかでお答えいただきたいと思います。

委員長（馬屋原眞一君） えっと、ちょっとここでお願いをしてきます。先程の安富議員の質問につきましてはどうですか、この今日の連合審査の確信と言いますか、大事な部分を占めていると思います。従いましてですね、よく論点整理をしてですね、午後の審査会でですね、質問に答えていただくということと、もう一点、この連合審査が終わった後、建設観光委員会を開催いたしますけど、そこではですね討論、採決しかありません。従いましてですね、委員の方はこの連合審査の中でよく整理をされて質疑をし尽くしていただきたいという風に思っております。そういうことをお願いしまして、この際午後1時まで会議を休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後 0時58分再開

委員長（馬屋原眞一君） 休憩前に続き会議を開きます。それでは、午前中に質問がありましたことにつきまして、執行部より回答をお願いしますが、その前に皆さんに事前にお知らせをしておきます。村田市長が午後1時半から民生児童委員の委嘱状の交付式が予定されておまして、そこで退席をされますので、この委員会も

重要な委員会でございますので、一応、執行部の答弁が終わりましたら、2時まで休憩の予定としたいと思いますので、その方向で今から会議を進めさせていただきたいと思います。それでは、執行部のほう回答をお願いします。はい、綿谷課長。総合観光部観光総務課長（綿谷敦朗君） 安富委員のご質問にお答えを申し上げます。家族旅行村の老朽化に伴います改修計画につきましては、具体的なものはつくられておりません。改修につきましては、旅行村と協議の上、年間500万円程度修繕を行っているところであります。続きまして協定書第13条第2項の施設の改築及び修繕等の実施に関わる費用負担区分については、別表第2のリスク分担表によるとありますが、これは、ご指摘のとおり別表第3が正しいものであります。これは、間違いでございます。次に協定書第24条と15条との関係でございます。協定書第24条のリスク分担は、通常一般的なりリスク分担と理解しております。15条は、不測の事態の場合には、これを適用するものと考えております。収入のほうで天候不順等、大雨による風評被害。支出のほうでは人件費の一時金等、当初わからなかったものが出てまいりましたものが不測の事態と考えているところであります。次に人件費、一時金の説明と消費税のことでございますが、これは、公募するとき人件費の中の一時金及び公課費の中の消費税については、詳細な説明は行ってはおりません。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） 今、回答がありました。安富委員。

委員（安富法明君） 答弁が終わったら休憩に入るんじゃないわけ。

委員長（馬屋原眞一君） 今の答弁でいいかどうか。

委員（安富法明君） 答弁があったわけですが、基本的に例えば施設が古くなった等の要因で、集客がおぼつかないと。こういうことがこの補正の一つの原因でもあるようにも書いてあるわけです。だから、この施設の老朽化等にも対する基本的な市の姿勢と言いますか、考え方をひとつ出していかんにゃあいけん時期なんですよ。でないと議論に値しないということがひとつ言えると思います。それから、24条と13条については、リスク分担表3があって、そのことについて別表2と記載が書いてあるのは間違いであるということですが、こういうのを協定書にプリントミスと言いますか、行政側の責任もあるようにも思います。それから24条と15条との関係なんです。一応15条が優先するというのは市長もずっと当初から言われておりますが、その見る限りは、どう見ても我々からの判断は、どうも24条が優先をしてその他不測の事態が起これば15条っていうふうなとり方が正解じゃないかなっていうふうに思います。もし、執行部において違うって言われ

ば、またそれなりの制度なり、制度的なものを見直していかんにかあいいんということでもあります。それからですね、あと人件費等の問題、税の問題、その他いろいろあるわけですが、基本的に家族旅行村を指定管理者制度にのせて公募をする時点でもう少し明確に精査をした上で、行政側が仕様書なるものをきちんと作った上で対処しないとやはりこういう問題は、何回やっても起きてくるし、のちに大きなこういうふうな補正が伴うってということが結果論的に言えるというふうに思うわけです。そこで、私とすれば、行政側のある程度の責任、それから受託者側の責任、私は双方にあるように思うんです。じゃあどうするかということではありますが、できれば精査をして、減額、修正をするのがいいんじゃないかというふうに思うんですが。経営努力に対する精査っていうのはなかなか主観的なもの、客観的なものとあるんでしょうが、難しいっていうふうに思っております。まず、条件として今から申し述べさせていただきますが、制度として不備な点を申し上げたいと思っておりますが、制度的な見直しをまずひとつかけていただくということがひとつ。それからこの議案はどうするかっていうことですが、私は期末までの補正予算でありますから、その期間を通じてさらなる受託者側の経営努力なり、執行部側の精査を重ねていただいてですね、やはり執行にあたっては、適切な判断をしていただきたいと思いますというふうに思っておりますが、執行部側にはどういうふうにお考えでしょうか。

委員長（馬屋原眞一君） 今の件と、もう一件午前中、南口委員の質問についても。山本部長。

総合観光部長（山本 勉君） 南口委員のご質問ですが、第3種旅行業、これの取得については、すでに事業団のほうで取得をされたというのを聞いております。これは、事業団自らが取得をされておりますし、経営努力の一環という思いを持っております。この思いを聞きますと旅行村を発信基地にした着地型観光を推進をする第一歩だというふうに思っております。大変努力しておられるなあということは感じております。それとケーブルテレビの配線工事のほうに職員を派遣されておるといふのも、これも聞いておりますが、これは旅行村内の広いエリアがあるわけですが、この中を財団独自で技術を取得されて、自前でケーブルを引きたいという思いがあると思っております。これは経費の削減に非常につながることを思っております。この辺につきましても、経営努力をされているということだろうというふうに考えております。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） はい、山本部長。

総合観光部長（山本 勉君） 指定管理料の支払いのことですけれども、この支払い

の方法ですけども、今、私たちが考えておるのはですね、前期分及び11月、12月、これは実績が出ますので、この実績をですね、まず精査をしたいと思っております。これを見てですね部分払いを行って、最終的には決算数値が出ますので、3月の実績に基づいて、再度精査を行いまして、管理料の支払いをするという予定にしております。先程言われましたけども、要は決算数値だけではなく、経営努力部分、この辺が非常に難しいことにもなるわけですが、この辺も併せて精査して決定をしたいといふうに考えております。

委員長（馬屋原眞一君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） そうですね、もともと不確定な要素を多分に含んでおるようになり結果的になっております。言われるように執行にあたっては、極力受託者側の経営責任的なものも、ある程度評価をされるべきだろうというふうにも思っておりますので、そのことは十分ご配慮いただきたいというふうに思います。そもそも論って言いますか、制度的にじゃあどうなのかっていうことなんですが。これは、以前から申し上げておりますように、先程も言いました自治法の244条で公の施設で出てくるわけなんですけど、極端な話、先程も言いましたように一部公の施設にあたらないんじゃないかっていうふうに捉えて、契約行為をそのまましたほうがいいんじゃないかって思うんですが、その国が自治法の改正を平成15年でしたかね、行った経緯からすると、なかなか難しいのかなあっていうふうなところも思います。そして市長も言っておられますように、そのなかなかこういうふうな大きな収益事業を指定管理に制度として扱うっていうことは、なかなか例がないってことも言っておられました。かなりその今後の検討が必要だろうということなんですが、その一般的な考え方って言いますか、その指定管理の捉え方なんですけど、その行政処分であって、商法なんかで言いますと契約行為じゃないって言うんですよね。この辺が非常にわかりにくい。しかし協定書は、あれはどう見たってあれは契約書そのものの形をとっております。おそらくその辺の認識って言いますか、考え方に問題がかなり生じるんだらうというふうに思います。そこで具体的にその指定管理者制度の流れを見てみますと、指定管理者制度にのるという行政側の決定を受けて公募をされます。現状は仕様書なるものが先程からいろいろ竹岡委員のお話にも議論にも出てきておるんですが、明確に仕様書なるものが出てない。よその事例なんかを見ると、かなり詳細に出ております。これは、その手を挙げるかどうかですよね。応募するかどうかに大きな影響を与えるはずなんです。例えば、ここに指定管理料あたりが上限でいくらの管理料がもらえるかっていうようなことも、どうも書

いていない。それで手が挙がるってということ自体、私はおかしいと思うのが普通じゃあないかと考えます。よって今後の段階で仕様書について精査をしていただきたい。要するに指定管理料の上限等はきちんと提示して、要するにその積算根基ももちろん明確にされる必要が、提示をされるどうかは別にしても明確にされておかないと出ないと思いますから。そして事業計画を大きく左右する事項。例えば先程の議論の中で出てきた従前の職員の継続雇用でありますとか、その職員の給料の条件とかを拘束をするのであれば、そういったことは明らかにされておかないとこういう問題が生じるもとなるというふうに考えます。ひいては継続して雇用していかなければならない職員のそういうふうな待遇等を行政側としてはどう考えておるのか。じゃあ任せた、今度引き継いだ指定管理者側において、先程も少しお話がありましたけれども、労使交渉の間の中で民間にレベルに準拠するような形の改善になるのか、解約になるのかわかりませんが、そういうことも委ねるのかどうか。そういうこと等も含めて、明確にされるべきであろうと思います。それから、選定が行われます当然ですね、審査会は公平な公平性、透明性を確保されなければならないわけで、審査委員会が設けられ、それによって評価をされる。今回、資料の請求で要するに点数表あたりがでてきているわけですが、従前の今のガイドラインでもこれもホームページ等公表する、透明性を高めるよということが謳われておりますが、現実には探してみてください。まだないはずですが、これは、行政側とすれば怠慢と言われても仕方がない。要するにこういうふうな大きな議論を起こす前提のひとつの要因になる。やはりこの辺は、ガイドラインの定めに沿って、きちんとこういう経緯でこの結果に至ったか。概要、経緯について公表すべきであります。次に指定管理者の指定がきます。ここに法的根拠が生じます。議会の議決を求めなさいと。これは自治法で出てくるわけで、ただし、本文中には、この議会の議決に関する何をもって議会の議決を得なさいということは書いてありませんが、通知って言いますか、時間通知とかそういうふうな感じなんでしょうか。要するに三つのことが書いてあります。これも何回も何回も言うておりますように指定管理者となる団体の概要ですとか、その住所、代表者の氏名それにあたるもの。それから・・・。

委員長（馬屋原眞一君） 安富委員。ちょっと先程言いましたように発展的な意見とか、それはですね、ありましたように、時間がありますので、一応切らせていただきたいんですけども。

委員（安富法明君） 2時以降ということですか。はい、わかりました。いいです

よ。そうさせていただきます。

委員長（馬屋原眞一君） 途中でございますが、この際、暫時2時まで休憩いたします。（発言する者あり）

委員（竹岡昌治君） 今度は、所管がかわった案件もあると思いますんで、安富委員が言われたそもそも論の中で、今度、総務企業委員会に付託されました23号議案の公募したときの資料を休憩時間の間に用意しておいていただいて、出していただいたらと思うんです。開会してまた休憩とっても時間的なロスになりますんでよろしくひとつお願いします。

委員長（馬屋原眞一君） 執行部のほういいですか。準備ができるようでございますので、準備をしていただきます。それでは、先程言いましたように2時まで休憩いたします。

午後1時19分休憩

.....

午後1時58分再開

委員長（馬屋原眞一君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。前回の続き安富委員。

委員（安富法明君） それでは、休憩前に途中までになっておりました制度としての見直しについて、続けてお話をさせていただきますが、指定管理者の今度指定が、指定が選定委員会の後に執行部のほうで対象者を決められた上で行われます。その時に議会の議決が法的に求められます。この時には、皆さんご案内のように施設の名称でありますとか、指定管理者となる団体の名称、指定期間と3項目というふうになっております。それに現状では、団体の付属概要書でありますとか、組織図、受託者となる団体の規約とか、定款とかがついておるわけですが、基本的にこれだけで指定管理者の議決を議会に諮られるというのは、いかがなものかなあというふうに思います。従いまして、指定管理者となる団体から提出された事業計画、市が提示をした仕様書、上記選定委員会の採点表と言いますか、選定の経緯、概要等について、併せてやはり提出をされる必要があるんじゃないかというふうに感じております。基本的に市にこういう管理をしてほしいという仕様に基づいて、受託者側がその施設の管理を行う事業計画が当然出されるもの。整合性がそこで確認ができるだろうというふうに思います。議会の議決があれば協定の締結があるわけですが、基本協定、年度協定2本立てでやることになっております。ここで、リスクの分担等について先程の問題が出てまいります。言いましたように本文中の13

条、15条、24条との整合性、この辺をやはり一つの契約書としてわかりやすく精査をして、整理をしていただく必要があるというふうに思っております。次に竹岡委員がよく言われるんですが、どうしても指定管理者等が変更になったような場合は、特に言えることかもしれませんが、一年間は試行期間を設けてですね、その間にお互いの条件的なものも含めてよく検討していくべきではないかと。それがいいのではないかという意見ですが、ただそれぞれ年度協定を交わすことになっておりますから、当然一年間やってみて次の年度で従前のって言いますか、前年度の決算等参考に当然、指定管理料等の評価も見直し等も行われる可能性はあるわけですから、この辺はいろいろ検討する必要があるかと思っております。考え方としては、執行機関に値するような問題が、かなりようけあるよということだろうというふうに思っております。そして、この協定を締結された後に、やはり議会に報告していただけたらというふうに考えます。そして年度が過ぎますと中間報告なり、事業報告がございます。これは四半期毎と会計年度終了後の一年分ですね。せめて会計年度毎の事業報告は、議長宛に報告をしていただければと。そして執行部側とすれば評価、分析を行うことというふうになっております。これは、ガイドラインですが、これどこを探しても出てきません。現状でどうもできていないと。これも透明性を図る上で、是非とも必要であろうということで、執行部におかれて、ガイドラインの中に入れられた一文だというふうに思うんですが、当然、ガイドラインの定めるところにより公表もされ、議会への報告をされるのがいいのではないかというふうに思います。このことについて、今、申し上げましたようなことについて執行部のほうで検討される余地があるのか、あるいは今、どういうふうにお考えになっておられるのか、現状を踏まえてお答えをいただきたい。それとそもそも論の一番根本にある最初言いましたですね、この一部の大きな収益事業について指定管理者制度にあたるんかどねえか。あるいは、こん中で、どねえそのこれを区別して運用したらいいかっていうふうなところで、今のお考えがあるんなら併せてお答えをして下さい。

委員長（馬屋原眞一君） 答えられますか。はい、田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 只今の安富委員のご質問に対するお答えですが、ひとつひとつ、ちょっと今すぐというご返事はできないんですが、今後、ガイドラインを見直しをすることにしておりますので、その見直しの過程で十分参考にさせていただけたらというふうに考えます。それから、今の選定結果の公表、あるいは分析結果の公表についてであります。現時点では、公表は行ってはいないんです

が、分析結果の公表につきましては、22年度決算分から統一的に行おうということで現在考えておるところであります。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） 安富委員。

委員（安富法明君） わかりました。それですね、検討された結果とかこれだけの課題を今、議論しているわけですから、その状況等を逐次議長宛に報告をしていただいて、また我々にも理解できるような、あるいは議論できるような場を設けていただくことをお願いをしておきます。終わります。

委員長（馬屋原眞一君） 他に、下井議員。

委員（下井克己君） 申し訳ございません。ちょっと教えていただきたいんですけど。この見込者数なんですけど、何月末かに何人かを加えられておるわけですよ。例えば9月末のときに1,000人おって見込みが500で1,500とかされてるわけじゃあないですか。その数字を教えてくださいませんか。何月末で締められて、何人加えられたとか。

委員長（馬屋原眞一君） はい、山本部長。

総合観光部長（山本 勉君） はい、ちょっと資料を調べたいと思いますので、ちょっと時間をいただけたらと思います。

委員長（馬屋原眞一君） 他に何か。今の以外でありましたら。今、それじゃあ調べておるので、暫時休憩いたします。

午後2時09分休憩

午後2時22分再開

委員長（馬屋原眞一君） 執行部の答弁をお願いします。綿谷総務課長。

総合観光部観光総務課長（綿谷敦朗君） はい、それでは下井委員のご質問にお答えいたします。お配りいたしております家族旅行村の利用者数の実績対比表によりますと、10月までの実績、これが37,904名になっております。その後、下半期につきましては、2,495名の（発言する者あり）入村者につきましては、10月末現在で11,514名、下半期におきまして1,268名来られるという予測をたてております。これは、昨年度の実績に本年度上半期の減少率をかけて推計を出したものでございます。（発言する者あり）キャンプの利用者10月末で941名、下半期で50名の利用を見込んでおります。続いて、オートキャンプ場でございます。10月末で2,954名、下半期で63名。続いて、ケビンでございます。6,508名が見込みでございますが、10月末で6,128名、下半期で3

80名の増を予想しております。続きまして、ログハウスでございます。ログハウスにつきましては、上半期で970名、今後85名の利用者を予測しております。続きまして、バーベキューハウスでございます。上半期で7,493名、今後460名の利用を見込んでおります。続きまして、テニスコートでございますが、217名の上半期利用者、今後下半期で39名利用されると見込んでおります。体育センターにつきましては、上半期で2,522名、下半期で50名の利用を見込んでおります。ログハウス食堂におきましては、上半期で5,206名、下半期で100名の利用を見込んでおります。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） 下井委員。

委員（下井克己君） この目標に向かって行って、1,150万の補正を組まれたわけなんですけど、12月に精査されて、一部を支払いになられると先程山本部長が言われました。この目標に達しなかった場合には、また3月なり決算後に補正を出されるわけですか。

委員長（馬屋原眞一君） 山本総合観光部長。

総合観光部長（山本 勉君） そのことは、考えておりません。

委員長（馬屋原眞一君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） えっとですね、えっと、総合観光部の方、ちょっと21年度にいわゆる観光会計の外部監査を受けておられますが、資料をお持ちでしょうか。はい。その54ページをちょっと開いていただきたいんですが、その中に外部監査では、この指定管理者制度に対して原文のまま読みますと、特に広大な敷地の植栽や芝生の整備には相当の人間が必要と考えられる。上述のように特別会計について、指定管理料として年間2,900万。これは、平成21年以降は、2,800万というふうに括弧書きで書いてあります。こうした負担があるとこの指定管理料を減少させるためには、秋吉台の家族旅行村における管理条件、いわゆる協定書段階から見直すことが必要であると。施設にとって重点的な管理が必要なエリア等不必要なエリアを区分して管理方法のメリハリをつけることを検討する必要があると。こういう指摘を受けてるんですね。これに対してどのようにその指定管理者とお話をなさったのか。それからもう一つ、今回、恐らくこれは、委員の皆さん方では、非常に認めがたいという気持ちが強いですね。そん中で万が一、否決されますと、恐らくもう指定管理者制度ということについては、大きな問題点を残さるうと思うんです。そのことが51ページに、そうは言うても、年間の指定管理料を削減できるか検討する必要があるが、しかし、これが指定管理者の経営を圧迫

し、指定管理者の引受先がいなくなると考えられる場合には、指定管理条件等の見直しを検討すべきであると。こういうふうに外部監査は指摘してるんです。指摘と言うよりは勧告をやってるわけですね。これに対して、観光部はどのような協議し、どのような指導をされたのかお伺いしたいと思います。

委員長（馬屋原眞一君） 山本総合観光部長。

総合観光部長（山本 勉君） 竹岡委員のご質問にお答えをいたします。54ページにそのことが記述されております。このことは、非常に秋吉台の家族旅行村というのは、45ヘクタールですか、広大な土地を基本的には管理をということで、お願いしております。今、言われたように外部監査に基づいて、指摘をされておりますので、まだ具体的な検討には入っておりませんが、このことは検討したいというふうに考えております。

委員長（馬屋原眞一君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） なかなか朝からこの議論がうまくかみ合っていないんですが、これは仕方がないとしまして。この施設そのものが昭和62年に造られたということで、ちょうど私が議会に出た年なんです。実にもう24年ぐらい経つわけですね。そうしますと、これ午前中にも議論がありましたように、相当施設については老朽化してるというのは伺い知れるわけですが、どうも朝から聞いてますと、安富委員も言われたように、私は指定管理者にどういうその努力をされたのか。特に19年、20年のどんと落ち込みはわかるわけですが、その後、少し横ばい状態とは言えども下がってると。じゃあ努力が足らなかったんかと言われても、私たちもなかなか議論しても難しいだろうと思うんです。私はやっぱりこれの落ち込みそのものの直接原因もあろうと思うんですが、間接的には、やはり管理を受けられた方の責任、それから市の責任、私は双方にあると思うんですね。この辺はどうお考えなんですか。

委員長（馬屋原眞一君） はい、山本部長。

総合観光部長（山本 勉君） 相対的な回答をしましたので、若干具体的に詰めておる部分がありますので、その点を一、二点申し上げたいというふうに思います。まず、非常に施設が老朽化をしているということがあつたわけですね。それで、まずテニスコートについては、使用不可能なところがある。既にあります。これについて、新年度は安全性も含めて閉鎖したほうがいいだろうというひとつの話もしております。それとか、バーベキュー広場、これは、食べる、食を提供するところですから、リニューアルをある絵として、環境をですね、やっぱりよくしてあげる必要が

あるだろうと。それとか宿泊施設でケビンではなくして、テントが常時張ってあるところがあるんですよね。これが老朽化して、使えないような状況にあります。その点も使えないテントについてはですね、閉鎖をしたほうがいいんじゃないか。そういう踏み切ったところも話をしています。それとかオーナー農園、これも収益を生むところなんですけども、鳥獣被害が非常にあって管理がなかなか行き届かない。電柵等もやっておられますが、この辺も今、どういうふうな形にするかというのを検討をしております。その他はちょっと、いろいろな施設がまだログハウスとかあるわけですが、この辺についても利用の増を図るということでは、別途検討はしております。施設関係は以上です。今、ご指摘のあった分ですけども、家族旅行村につきましては、現在の指定管理者制度、それと市が作っておりますガイドライン、これを基によって、指定管理者を選んでもというひとつの流れでやっております。旅行村につきましては、公民館等の箱物とはちょっと形が違いまして、収益的な施設ということですよね。そういうことから、今までいろんな問題が皆さんから出ておりますが、その辺から私は問題が発生しておるんだらうと思っております。問題点等については総合政策部とも今から十分協議して、この問題点の解消に努めていきたいというふうに総論になりますが考えております。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） 竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 私の質問、これで最後になるわけですが、先程、有道委員がですね、公共事業ならば私が考えても入札してその価格で、有道委員聞いておられますかね。あなたは、自分が社長として公共事業を受けた時は、例えば、金額が幾らであろうと自分の責任でやりますと。こうおっしゃったんですね。私は、公共事業の場合は、やはりそれぞれの仕様があった中での部材の中で、単価を動かすことは可能だと思うんですね。お互い商売ですから。ですが、この指定管理の場合の収益、これが料金が指定管理者で勝手に動かせるのかどうか。これが絶対できないということになれば、もう入村者が少なければ収益は必然的に下がっていくと。それからあとは、いらえるのが人件費しかないんですね。人件費が今の相当落としても運営が可能なのかどうか。その辺の認識を再度お聞きしたいと思います。

委員長（馬屋原眞一君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） なかなか担当部署では答えづらいところがあると思いますので、私のほうからお答えしましょう。先程、竹岡委員がおっしゃった美祢市個別外部監査報告書。これ外部、国の指摘によって入られたものですね。その中にも51ページですが、赤字要因として、秋吉台家族旅行村の収支において営業損失が継

続している主な理由は、委託料及び人件費が使用料収入の水準を大きく超えていることという大前提があります。ですから、根本的にあの施設は、儲からない。言葉がちょっとおかしいかもしれませんが、基本的に赤字を垂れ流していくという基本的なもんがあります。それをこれは先程安富委員が質問のときに行政処分という言葉を使われました。行政処分というのは、行政行為とほぼイコールなんですけれども、行政体が行政的意図をもってやるということですね。私の責任においてやるということなんです。これ前にも申し上げたけれども、税金の賦課なんかと一緒になんです。ですから、一定の行政的な目的があるから、この赤字体質であろうとも今はやっておると。これは旧秋芳町のときから引き継いだことがありますので、新市としては、それを今踏襲してやっておるという大前提があります。それを受けてやっておると。じゃあこの外部監査の指摘はどうするんかということですね。先程も言われたことがあります。それで、これを受けて先程山本部長、申し上げますでしたけれども、この美祢市観光事業の経営健全化計画書を作ってます。この中に秋吉台家族旅行村については、現行契約の終了時、ですから23年度までであるんですよ、現行契約が。協定内容の見直しを図ると共に他の類似施設を含めた包括的な指定管理者制度への転換を検討し、管理運営コストの一層の削減に努めるという言葉があります。今の例えば、具体的におっしゃいましたけれども、施設の使用料、駐車場の使用料とか、いろいろありますよね。キャンプの使用料とか。それは行政体としてやってますんで、行政処分、行政行為としてやってますから、行政体が定めております。受託していただいている管理者のほうで勝手にいらうことができません。もし、それを上げることによってさらに利用者が減るということも考えられます。さっき午前中でしたかね、私があそこを非常にパブリック性の高い無料の公園体とするという道もなきにしもあらずなんです。それから、もしそれでやるも全く収入がないから保持だけで金がかかるじゃないかという議論が起これば、あれを山に返そうかということもあります。ですから、大きな視点でこれ考えないとこの枝葉の議論を繰り返していくと、秋吉台家族旅行村がそもそも、どういうものなのかということからはずれていってしまうんですよ。ですから、そのことを午前中申し上げたんですが、ですから、そういうことの根本的な考え方がありますんで、話を戻せば単純に受けていただいているこの事業団のほうで儲からない。じゃあ利用料をちょっと上げて、収入を増やそうということにはできないということになっておるということを申し上げたいと思います。

委員長（馬屋原眞一君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） あの、最後と言いましたけど、一つだけご答弁が抜けてるんですね。私は有道委員さんが私が公共事業を受けたならばという話をされたんですね。そうすると市民の皆さんから聞くと何となく家族村のほうが経営努力がたらないと聞こえてくるんですね。それで、公共事業とこの指定管理者制度の性格の違いもお尋ねしたと思うんですね。例えば公共事業の場合は、元々仕様書の中に、例えば、鉄骨10トン使うのが8トンしか書いてなかったと。でもそれは、設計ミスではないかということで終わっちゃいますけど、そのままの金額で例えば、その有道委員が言われたのは受けた以上は責任を持ってやりますよ。ですから、指定管理者制度も受けたものの責任じゃあないかと。こうおっしゃったんですね。こういう理論展開なんですね。私はちょっとそれは違うんだと思います。その認識は執行部はどうお考えなのかということも併せてお聞きしたい。

委員長（馬屋原眞一君） 村田市長。

市長（村田弘司君） これも部長のほうから市長お願いしますということがありましたんで、私のほうから答えさせていただきたいと思います。これは、また元に戻りますんで。例えば、工事を出しますよね、契約行為になりますよね。それと何が違うかと言うと、指定管理料制度というのは、これも一番初めにお話したんじゃないでしょうかね。例え、A者とB者という方が指定管理に応募された場合ですよ、例えばの話ですよ。A者が1,000万で応募されたらとB者が1,500万で応募されたらと。通常であれば、公共工事ですね出したとき、必ずA者が落とします。最低のことを上回っておればですね。しかしながら指定管理者制度については、行政的な意図ですから、行政処分としての意図を最優先しますので、行政的な効果が最大限に発揮されるのであれば、Bがとるということもあるということです。ですから、かかるお金が多寡、多い少ないも一つの要件でありますけれども、何を最も重要視するかというと行政的な効果の発現をどう見るかということにあります。もちろん行政体が直接するよりもコストを下げる目的がありますから、そのことは大前提としてですよ、その上でそういうことが起こった場合でもBのほうが1,500万でも我々が行政として望んでおる、市民のためになる、この地域の振興になるというふうに判断をした場合であれば、行政体としてBとしてやっていただくということがあります。そういう考え方のもとでやっておるということで回答にかえさせていただきます。

委員長（馬屋原眞一君） その他。有道委員。

委員（有道典広君） えっと、ちょっとお話、私の名前が出ましたんで。建設業を

例によって言いましたけれども、建設業と全く同じとは考えておりませんし、役所もやっぱりいくらかかるのかという参考のために19年度とか18年度のことをやられたんじゃないですかと。こちらの見積が役所と全く同じ単価で、歩掛かりで、全く同じということじゃあないんでしょと。受ける者が。それとあと、言われましたが、先程、私も言いましたけど、その前の財団が受けたときよりもカルスト森林組合が受けたときは、恐らくそちらのほうが高かったにも関わらず、カルスト森林組合が受けたという経緯もありますから、一概にそれだけは、条件ではないかと思えますけど、あくまでも受ける者の主体的な考えが入って10人でやれと言われたとこを、8人でやれる会社もあるでしょう。12人でやれる会社もあるかもしれませんので、そういった違いは、おのずとあるのではなからうかと。それと先程からずっと、行政処分って出てますけど、ちょっと、これは指定管理者制度の問題点についてという自治体関係のことが出ておるんですけど。これには、指定管理者の指定は行政処分ではあるが協定書の締結は民法上の契約にあると解されることから、協定書は契約書と同等の効力を有するものと解すべきであると書いてあります。これが間違っているんだったらわかりませんが、私はこういう解釈をもって、この度望んでおるといいます。別に先程、初っ端から市長が言われましたように、美祿市の観光行政、大変大事なもんです。しかしながら、あっちこっち美祿郡の方も多いいんですけど。今回、非常に皆さん真摯に考えて、みんないろんなご意見を私も聞いております。その辺を踏まえて、どう見てもちょっと、理解のしがたいところがあるのかなと思ひまして、ご意見みたいな格好になりましたけど、自分の弁明みたいな言い方になりましたけど、その辺をひとつご理解いただきたいと思ひます。

委員長（馬屋原眞一君） 今、それでいいですよ。意見で。

委員（有道典広君） 極端な例じゃけど。

委員長（馬屋原眞一君） 他に何かご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） それでは、皆様方からいただきました貴重なご意見等は、この後、開催されます建設観光委員会での討論・採決に十分、参考にさせていただきます。それでは、総務企業委員長と交代いたします。ご協力誠にありがとうございました。

午後 2 時 4 8 分休憩

午後 2 時 4 8 分再開

委員長（安富法明君） それでは次に、議案第 2 3 号を審査をいたします。この議案は総務企業委員会に付託されておりますので、所管委員長であります私が委員長の職務を執らせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。12月7日に開催いたしました総務企業委員会におきまして、議案第 2 3 号は指定管理者制度に関する案件でありますことから、広く議員の皆様のご意見をお聞きをし、深くご協議いただくことが重要であると考えまして、会議規則第 9 5 条の規定により三常任委員会による連合審査会を行うことに決定をいたしました。教育民生委員会並びに建設観光委員会の皆様には、連合審査会の開催に対しましてご理解とご協力をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。それではですね、ここで資料の配付等も先程竹岡会員の方から請求がございましたので、そのようにさせていただきますので、10分間休憩いたします。再開は午後 3 時です。よろしくお願いいたします。

午後 2 時 5 0 分休憩

午後 3 時 0 0 分再開

委員長（安富法明君） 休憩前に続き会議を開きます。それではただ今から、議案第 2 3 号美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定についての審査を行います。執行部より説明を求めます。はい、松野商工労働課長。

総合政策部商工労働課長（松野哲治君） それでは、議案第 2 3 号でございます。議案 2 3 - 1 ページ及び参考資料の 5 3 ページをお開きください。議案第 2 3 号につきましては、1、施設の名称、美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館、2、指定管理者となる団体の名称、道の駅みとうふるさと発展協議会、3、指定の期間、平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとしており、美祢市美東町大田にございます当施設の指定管理者として、道の駅みとうふるさと発展協議会をこのほど新たに指定管理者として指定するものでございます。今回の選定につきましては、現在当施設をテナント方式で運営しておりますことから、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例及び美祢市指定管理者制度導入にかかるガイドラインにより公募しましたところ、説明会には 6 団体が出席

し、このうち本申請には2団体の申請提出がございました。それを持ちまして、先月11月8日に開催されました選定審議会における指定管理者候補の決定に基づき、道の駅みとうふるさと発展協議会を指定管理者として、平成28年3月31日までの5年間指定をしたいと思っておりますので、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。それではこれより議案の質疑に入ります。本案に対する質疑はございませんか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） えとですね、初日の本会議場で提案されたときにも、若干質問をさせていただきました。まず、議案の中に収益もゼロということが謳われております。それから仕様書でもないんですが、何になるのかな。今資料配っていただきましたが、募集要項の中の1ページ目の(2)のところに両施設を一体的に管理運営することとこう書いてあるんですね。指定管理者の範囲はですね、図面上で相当広域にわたって示されております。従って、両施設を一体的に運営せえってことは当然なことながら、さらに大田の河川それから駐車場の道路との間のいわゆる樹木、庭木ですね。それから施設の裏側にある樹木等それらの手入れもですね、後にはやれと書いております。両施設を一体的に管理運営することと言いながら、責任者名が出てないんです。責任者名じゃなくて責任者のポジション、いわゆるおふく道の駅で言えば駅長と言うあれがありません。なんで私がこんなことを言いよるか、また来年の今頃時期になって、また予算がどうのこうのって言うことがあっちゃいけませんし、質疑が全くないと言う意見の方もおられたんですが、私はこんな出し方で議会にええか悪いか諮る事自体に問題がありやあしませんかというのが初日の質問だったんですね。きょうもこうして見せていただきますと、ここは収益には全く関係ない。どういう風にやるんかわかりませんが、お互いのリスク分担表にはそねえなものは一切書かれてない。それから一応市が示した金額は入っていませんが、市が示した費目別内訳、またここでもですね、おそらく今度の新しいみとう道の駅を運営するという団体を作られたんだらうと思うんですが、代表者はスーパーの社長ですよ。ですから、その方が兼務されるのか専従されるのかわかりません。そうしたところも少し説明を加えていただきたいし、それから市に対しての報告等義務付けられております。これらに対する事務費もお示しをされてないようなんですね。その辺が予算が見れませんが、一応参考までも今までのあれを示されたんじゃないかなと思います。で、もうひとつ付け加えるならばですね、河

川敷が、大田川の河川公園の管理委託契約書が県とですね美東町長との間に交わされているんですね。この中でこれもどういう風にしなさいというのが縷々書かれています。でもうひとつですね、ちょっと資料がわざと抜かせてあるのか知りませんが、もっと詳細な仕様書が私はあるんじゃないかと思うんですね。あまりにも簡単すぎてますよ。ありましたありました。業務内容につきましては、例えばですね大田川の河川公園（３）のところにあります。これも委託契約書で８条参照って書いてありますが、小さく細かく書いてあります。こうしたものの予算も今までは全部直で市の一般財源からやっておられたんだらうと思うんですね。今回はどういう風な予定でやられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。とりあえず、ちょっと長くなりすぎたかね。

委員長（安富法明君） はい、松野商工労働課長。

総合政策部商工労働課長（松野哲治君） まず最初に駅長の件でございますけど、初日にご質問ございまして、あと確認をいたしましたら、収支予算のほうに駅長の給与として上がってございました。駅長をもうけるっていう指定管理を受けた後の組織図もございましたので、駅長は給与を払ってそこに置くっていうことになっております。それから河川管理の件でございますけど、お配りしました資料の１２ページに大田川河川公園管理委託契約書がコピーでつけてございます。これは平成１０年９月に山口県と旧美東町が契約をしたものでございます。この中で通常の管理につきましては、河川公園の管理につきましては、美東総合支所の建設経済課のほうで基本的な管理をいたしまして、通常ごみ拾い簡単な草取り等を指定管理所のほうでお願いするってことで考えております。今までテナント方式でお願いをしております、道の駅のテナントの方が実際ボランティアで、かなりのところを請け負っていただいております。ですからまあそういう流れで今後も進んで行くのではないだろうかと考えております。以上でございます。

委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） あの、課長。私が初日に質問されてから確認をされたんですか。駅長のあるかないかっていうのは。給料も計上されていると。ただこの市が示した２０年、２１年度の参考資料を見ますとですね、道の駅みとう使用料が、２０年度４３６万９，０００円、２１年度が４３０万９，０００円。そうしますと、２２年度はちょっとまた実績がわかりませんが、２３年度からこの数値を参考にしながらおそらく組まれると思うんですね。そして道の駅みとうの雑入、これは電気、水道料ですから、まあ今までかかったものを、そのまんま市に歳入していったもの

を、そのまんまの収入とこういう形で計上されてるんだらうと思うんですね。この中で例えばですね、浄化槽の検査、それから消防、汚泥、この辺はいいんです。いいんですが、害虫駆除だとか保健衛生関係の経費だとか、そういうものはどういう計上の仕方がされているのか。あの私が危惧するのはですね、また来年今回みたいな家族旅行村のような案件が出てくると、議会としては何を審議してやったかと言われる恐れがあるので、ちょっと詳しくお聞きしたいと、このように思ってるわけですね。それから、今河川敷の方も半分はボランティアでやりますよというお話ですから、これに関しては経費はいらないんだらうと思うんですね。あのそれからさらにですね、河川敷についても月何回、週何回とか、私はどこかで見た気がするんですが、どこで見たかわかりません。今回ははずされてますから、それによって議論はできませんが、ボランティアでやられるならそれはそれで結構です。それから、村長は専従されるということですから、村長の経費、それから事務経費、それから一応1,000万未満という予算であれば消費税も関係ない。しかしながら、もし村長の経費でもこれに足していくようになると、あるいは事務員の給与、あるいは情報発信する担当、これらも専従されますとですね、軽く1,000万超すと思うんですね。その辺の経費の捻出の仕方、一応ゼロって書いてありますから、指定管理料金もゼロだと思うんですね。まあその辺のお考えをもう一回ちょっと説明したいと思います。

委員長（安富法明君） はい、松野商工労働課長。

総合政策部商工労働課長（松野哲治君） まず最初の駅長の件でございますけど、一応駅長を設置するということは承知しておりましたけども、再確認をしたということで了解をしていただきたいと思います。それと、資料17ページの決算額の推移でございますけども、先程言われた項目につきまして、中に色塗りをした修繕費、その下に備品購入費等々ございます。これが毎年発生をするものではございません。この金額を差し引いたときに、収入と支出の差し引きが約100万程度残るわけでございます。その中で今言われた、業害虫駆除なりその他作業の経費として利用できるという風に考えております。以上でございます。

委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 質問はね、もうひとつやったと思うんですが、駅長が専従し、情報発信をしろって書いてるんですよ。で、ここの位置づけはどっかに書いてありましたよね。あの観光の東の玄関にするということになれば、情報発信が非常に大切だらうと思いますし、どっかにですねそのことがきちんと謳われておりま

す。で、それに対応するためにはどうしても人をつけなくちゃいけない。そうすると800万が、例えば修理費は毎年おきるんじゃないから、まあ一応網掛けで出してありますよとおっしゃったんですが、実際には私はそうした担当をつければですね、予算は800万じゃとまらんと。1,000万越すと。1,000万超せば、何回も言うけど消費税もかかるよと。ある程度の期間は簡易課税ですむけど、簡易課税だったとしてもかかるわけですね。その辺もまた来年になってですね、いやそりゃあもうこれでやったんじゃないからというわけに私はいかないと思うんですね。最終的には私は、やっぱせっかく受けられた方が、また途中で大変な目にあわれたらいけないんで、5年間という契約であっても23年度1年間は実際にやってみて、その上でいろんな問題点が出たときに、今度は24年度はどうするんかという協議をですね、幅を持たせる必要があるんじゃないかなという風に思ったわけですが、いかがですか。

委員長（安富法明君） はい、田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） 1年間やってみて想定してないものがでたら、見直しができるようにするかどうかということではないかと思うんですけど、一応現時点でこちらが考えている業務の内容と、指定管理者がそれに対して了解の上申請した内容で一応契約はいたしますが、今後想定外、その時に当初協定を結んで、毎年の年度協定も結ぶことになろうかと思いますが、想定し得ない事態が発生した場合にはですね、その時に協定を変更することは可能性としてはあると思います。

委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） すみません。何で答えられないのかわかりませんが、事務費、それからこの施設は情報発信になってるでしょう。私もうどん食べに行きました。そうしますと、直売コーナー、それから直売コーナーは物を売りよるって言ったら売りよるんですかね。それからエントラスホールもまあ初期の目的ではないし、どこで情報発信って言いますか、そうしたものをしようという計画なのか、この施設の図面ではどうしても読み取ることができない。って言うのはですね、業務内容の詳細とですね、さらに庭木の手入れだとか、それから河川の手入れをですね、細かくどういう風にするんかっていう指示を出されてると、私はどこかで見ました。今回ははずされてるようですが、そうしますとそれらをするためには、いいですか。私が言ってるのは事務員さんもいますよ、情報を担当する人もいますよ、駅長もいますよ、それらの予算を組んだら軽く1,000万超しますよと。課税業者になりますよと。どんな団体であろうと。その時にそういうことまで含め

て、来年また実はという話では議会はまた紛糾しますよと、こういう意味なんです。そのお答えがないんですね。

委員長（安富法明君） はい、松野商工労働課長。

総合政策部商工労働課長（松野哲治君） 大変ご心配いただきましてありがとうございます。基本的に情報発信の件につきましては計画書が出ておりまして、駅長が自ら情報発信を行うという計画でございます。それと、従業員が約20名、22名でしたかあります。その中で行うっていう計画をいただいております。それから今言う植木の選定等につきましては、組織図の中に会員が載っておりますけども、それがそれぞれの部会を作っておりまして、その部会ごとにボランティアでしていただくっていう計画であっております。で、それがじゃあ来年、再来年ずっと5年間続くかどうかっていうことでございますけど、ヒアリングの際にはそういう計画で進んでいくってことで、こちらの方は受けております。

委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） あの、私は駅長さんと事務員さんと情報発信するぐらいの、この指定管理者制度にはその程度の予算しか考えてないのかなと思ったら、大変失礼しました。22名の職員がおられるという事になると、もっと大きな予算規模になろうと思うんですね。で、私の知る限りでは全部施設を又貸しするわけではないんですか、この管理指定は。そこが原点になってるからこんな予算取りになるんじゃないですか。こりゃあちょっとおかしいと思いますよ。必ずその指定管理者そのものがやるべきなんですよ。そうしますとその人が例えばあそこの食堂部門、それからまあいろんな販売やっておられます。情報発信もしなくちゃならん。展示もしなくちゃならんと。それに22名を携われるって言うんやったら、こんな予算じゃできる訳ないじゃないですか。そうするとこれはもう簡易課税の話じゃなくなってきますよ。本則課税をしなきゃいけない業者になってきますし、どれだけの売り上げがあるか私はわかりませんが、手数料を四百なんぼ吸い上げてという考え方だろうと思うんですね。いかがですか。でそれが可能なんですか。まるごとそういう風にばさっと下に貸すってことは可能なんですか。

委員長（安富法明君） 松野商工労働課長。

総合政策部商工労働課長（松野哲治君） 今職員が22名とお答えしましたけど、これは17ページにお出ししてるものは、美祢市のときに使用料としてまた雑入として入ってきた数字でございまして、指定管理のヒアリングの際にはこのテナントで貸すって言うお話ではなくて、直営でそこを営業するってことを聞いておりま

す。ですからその22名は食堂の従業員、直売所と加工販売所の職員も含めた数字でございます。

委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） じゃあまあ最後にですね、ちょっと念押しをします。そうしますと、今回のこの指定管理者制度についてはゼロって書いてあったけど、そうじゃなくって、今の食堂それから野菜ですかね、ああいうのの直売、そして駐車場を含めすべての河川まで含めた管理、そうしたものを新しい協議会を作られたようですから、それが直営をやるとこういうことでよろしゅうございますか。

委員長（安富法明君） 松野商工労働課長。

総合政策部商工労働課長（松野哲治君） そのように考えていただいてよろしゅうございます。

委員長（安富法明君） 竹岡委員はよろしいですか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） あのひとつは先程その周辺部の作業も含めて、ボランティアの方が協力をとというのがあったんですね。これはサンワークで、私あの議員降りちよる時に16年の時に、サンワークの指定管理で所長で受けたんです。で、サンワークの入り口の周辺部に2メートルちょっとぐらいの、名前は忘れたけどさざんかみたいなので幅が約1メートルで長さが50メートルの40メートルじゃけえ約90メートルある垣根を、当初指定管理の説明の時には、ある団体が年に2回ほど選定の講習でボランティアでやるということでやられてますから、その経費は要りませんという説明じゃったんです。で、16年度までは確かに来られて年に2回剪定されたんです。ところが、その16年度の秋の2回目やられた最後に責任者の方が高齢化しすぎてボランティアでやる会員が少なくなって来年からできませんと、こう言われたんですね。で早速商工のほうに報告をしたんです。ほんならとりあえずもう3年間の指定管理で予算が組まれているので、あくまでも自主的な努力でやってくださいと。これで終わりなんです。ですから、竹岡委員が質問されているのは、事態が変わる場合があると。その時にどう対応するんかっていう点ですね。資料の中で、これもあの家族旅行村の時の説明会の資料後日見させていただいたんですが、これ19年度がないからちょっとよくわからんのですけど。少なくとも20年、21年と微妙に売り上げが下がってきよるんですね。わかりますかね。微妙に売り上げが下がってきて、ですからこれが例えば24年には美東の高規格道路が絵堂まで抜けるんですいね。24年やったいねオープン。これ二つの説があるんですね。一つは美祿のみとうの道の駅が東の玄関として、車が下りてくる可能性が非常

に強いと。ところがこれ、萩と長門の観光事業の向こう側から見た場合ですよ。より直線で早く来れる案内が大胆にできると。これが萩市と長門市の計画なんです。美祢市は当然我田引水のような発想がでてくるんですね。ですから二つの理論がどちらが正しいか開通してみりゃわかるんです。一時的に多少増えるとしても万が一というわけじゃないんですが、当然それこそ萩方面により早くなるということで今まで下を通ってますから。大型の観光バスもある程度なり個人の観光旅行ですね特に家族の。それが萩や長門を目指してもし行きよるお客ならば、そこでわざわざ下りなければならないという理由がなくなってくるんです。その時に収益がガタンと落ちたときには実際にどう対応を、おそらく業者の力じゃ、この程度の売り上げ規模の母体がスーパーであろうがなんであろうが、程度の規模の事業所でガタンと落ちた場合は、今度は本体そのものが危なくなってくるんですね。だから、その時にはある程度予期しない場合はと思ったけど、仕様書の中に今配られた資料の中にリスク負担が単純に施設利用度の低下は指定管理者ということだけしかないんですね。おそらく協定書の中ではまた家族旅行村と同じように、急激な経済情勢やら何らかの場合には、おそらく15条に同じようなことを書かれると思うんです。ところが先程の議論と一緒に、もうここにこうやって書いてあるじゃないかとなった時に、みとうの道の駅で売り上げがすでに減少傾向、おそらく19年を出せば、これがこうなってきよるのは事実やろうと思うんです。それがガクンと22年とか23年とかガクンとなった時に、24年から開通してなった時にじゃあ5年間もあるんですね。その5年間責任持てと言うのはあまりにも酷じゃないかと。それからさっきの竹岡委員の言われるように、駅長がなんもかんも兼ねてというのは、すでに本来なら観光案内所、観光案内人これが配置されんにゃいけないんですけど、美祢の道の駅当初はそういう主義じゃったん。ところが経営が悪化して、できる限り人件費は削減せんにゃいけん。それから残業はするな。それから時差出勤をせいということになって人をだんだん縮小すると、実際に情報発信も観光案内もできなくなってくるんですね。ということがどこの観光部門もこれから先起きてくるんじゃないかと言う心配が一番強くされる説明書になっちょるということで、大丈夫かとお聞きしよるんです。指定管理者がとりあえず大丈夫ですということと、それを行政が行政処分です委託を出すのに、予備費も何にもないままとりあえずやるというのは結構なんですけど。やれボランティアが具合が悪くなってやめちゃったとか、おそらく駅長さんも半分ボランティア的なんじゃないんろうと思うんですいねみんな。ところがボランティアで高齢化してとかどうのこうのって、これから先美祢市全体がそんな

ってくるんですいね。その時にやれなくなるということ。今の経済情勢で言やあ、右肩上がりということはもう当分だめだ、世界的に無理だというのが、今の市長も含めて経済分析なんですから。そうするとゼロでやるというのは理屈としてつじつまが合わんのじゃないかと。少なくとも市がいざという時の予備費は抱えているということであれば心配はないだろうと思うんです。ところが商工で、おそらく今までサンワークでもボイラーが故障するとかどうこうのって言っても、商工そのものが予備費を持ってないんですから。そうすると、とりあえず指定管理者でやっちょつてくれということになりかねんのじゃないかという竹岡委員の質問を今度は売り上げそのものから見たって、やっぱり実際にそういう傾向を示しちよるんじゃないかっていうことで、ご意見を聞きたいと。

委員長（安富法明君） はい、田辺総合政策部長。

総合政策部長（田辺 剛君） はい、南口委員のご質問ですが、この道の駅みとうの指定管理料ゼロということについては、現在の道の駅みとうのレストランとか都市と農村交流の館での売り上げを元に、その中で現在必要な施設の管理経費がまかなえるということで、ゼロといたしております。ただし、5年間の指定管理の期間がございます。この期間に南口委員言われるように、経済、社会情勢の大きな変化などがあるかもしれません。その場合に急激に仮に売り上げがダウンしたような時は、そして経費が不足するような時は当然その時に見直しする必要があるかと思えます。その時は指定管理料が発生すれば年度協定で指定管理料を支払うような（発言するものあり）という考えの下、現在ゼロということにやっています。

委員長（安富法明君） よろしいですか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 南口委員が私の質問をえどってくれたのはいいいんじやけど、まちごうたえどりかたをされたんで非常に迷惑しているんですが、このリスク表の中には売り上げが低下したとか収益がダウンした時どうするっていうのは入ってないんです。あなた今入ってるという言い方されたんですけど入ってません。で、それは多分観光のような収益をあげる事業とちょっと違うということであがってないのかもしれないし、私がもうひとつお尋ねしたかったのは、これのリスク表に基づく協定書っていうのがないんです。実は示されてないんです。なぜ二井知事と美東町の旧町長時代の協定書が参考資料として上がってるのかわかりません。本来なら美祢市が交わすべき協定書をつけるべきだと思うんですね。じゃないとこの協定書を見ますと、たった5条までしかないんですね。これで公募されたということで、ちょっとよく納得されたなと思うんですね。この通りをやるうとこういう説明

をされたのか、その辺がちょっとわかりませんが。それともうひとつ、現状からすれば、みとうサイサイを経営されてる経営者の方が食堂経営をなさってる。当然食堂はその人の従業員だと思うんですね。それからもうひとつの組がですね。美東特産品センターとか言うような名称であったかと思うんですが、大きく分けて現在はふたつの核がやっていますよね。で、課長の説明は今度は新しくできた協議会って言いますか団体がですね直営でやるんだと、こういう風な説明なんです。だから言い方が悪いが、そっくり下請けさせてるんじゃないよとか、あるいは又貸ししてるんじゃないよと、こういう理論だろうと思うんですね。もう一回念を押して聞きたいと思います。いかがですか。

委員長（安富法明君） 松野商工労働課長。

総合政策部商工労働課長（松野哲治君） 今現在テナントで入っておられる方は、食堂のほうが有限会社みとうでございます。もう一方のほうが、美東町特産品センター、このふたつの団体が入っておられます。それで先程言いましたように指定管理を受ける協議会でございますけれども、この協議会が先程言いましたようにこの食堂と加工所並びに販売所、今後は直営で行いたいということを申しておりますので、そのように発言させていただきました。

委員長（安富法明君） ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 質疑はないようでございます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにご意見はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） その他皆様からありましたら、よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それではこれにて連合審査を終了したいと思います。皆様方からいただきました貴重なご意見等は、この後開催されます総務企業委員会での採決に十分参考にさせていただきたいと思っております。それでは以上を持ちまして、総務企業委員会、建設観光委員会、教育民生委員会連合審査会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後3時38分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年12月10日

建設観光委員会

委員長



総務企業委員会

委員長

